

事業所税の手引き

この手引きでは事業所税の基本的な内容を説明していますが、
詳しい内容やご不明な点については

四日市市役所 財政経営部 市民税課 (Tel : 059-354-8133)

にお問い合わせください。

四 日 市 市

〔凡 例〕

根拠法令名・参照条文等は次のとおり略号をもって示してあります。

1 法令名

地方税法	· · · · · · · · · · · · · · ·	法
地方税法施行令	· · · · · · · · · · · · · · ·	令
地方税法施行規則	· · · · · · · · · · · · · · ·	則
四日市市税条例	· · · · · · · · · · · · · · ·	條
四日市市事業所税規則	· · · · · · · · · · · · · · ·	市規

2 条文の表示

- (1) 条、項、号は算用数字で示してあります。
(2) 項は算用数字を○で囲み、号は()でくくって示してあります。
(例) 地方税法第701条の31第1項第3号 ・・・ 法701の31①(3)

目 次

第 1 章 事業所税のあらまし	
1- 1 事業所税について	(P 1)
1- 2 事業所税の課税団体	(P 1)
1- 3 事業所税の使途	(P 1)
1- 4 事業所税のしくみ	(P 2)
1-4-1 資産割フローチャート	(P 3)
1-4-2 従業者割フローチャート	(P 4)
第 2 章 事業所税の内容	
2- 1 課税客体	(P 5)
2- 2 納税義務者	(P 5)
2- 3 資産割	(P 7)
2- 4 従業者割	(P10)
2- 5 税率・税額	(P13)
2- 6 免税点	(P14)
2- 7 共同事業及びみなし共同事業	(P15)
2- 8 非課税	(P19)
2- 9 課税標準の特例	(P20)
2-10 減免	(P21)
第 3 章 事業所税の申告と納付	
3- 1 申告納付について	(P22)
3- 2 申告納付期限	(P22)
3- 3 申告納付場所	(P22)
3- 4 修正申告・更正の請求・更正・決定	(P22)
3- 5 不申告の場合等の措置	(P23)
3- 6 延滞金	(P23)
3- 7 事業所等の新設・廃止の申告	(P23)
3- 8 事業所用家屋の貸付等の申告	(P23)
3- 9 申告に必要な書類	(P24)
第 4 章 非課税対象施設一覧表	
○ 非課税対象施設一覧表	(P25)
○ 特定防火対象物一覧表	(P30)
○ 消防用設備等及び防災用設備等	(P31)
第 5 章 課税標準の特例対象施設一覧表	(P34)
第 6 章 減免対象施設一覧表	(P38)
第 7 章 事業所税に関するQ & A	(P41)
第 8 章 事業所税の税額の計算例	(P45)
第 9 章 事業所税の申告書の書き方	(P48)

第1章 事業所税のあらまし

1- 1 事業所税について

事業所税は昭和50年に創設された税で、人口30万人以上の都市等を対象として、人口や企業の集中に伴って必要となる道路、学校、上下水道、公園など、より快適な街づくりに必要な費用に充てるために、一定規模以上の事務所・事業所に対して課税するものです。

この事業所税は、事業所等の家屋の床面積を対象とする **資産割** と従業者の給与総額を対象とする **従業者割** によって、構成されています。

1- 2 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、次に掲げる団体です。 (令和7年4月1日現在)
(法701の31①(1)、令56の15)

(1) 東京都（特別区の区域）

(2) 指定都市（20市）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(3) 首都圏整備法の既成市街地を有する市（3市）

川口市、三鷹市、武蔵野市

(4) 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（5市）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 人口30万人以上の市で、政令で定める市（48市）

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那霸市

1- 3 事業所税の使途

事業所税は、次に掲げる事業に要する費用に充てられます。 (法701の73、令56の82)

(1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業

(2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業

(3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業

(4) 河川その他の水路の整備事業

(5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業

(6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業

(7) 公害防止に関する事業

(8) 防災に関する事業

(9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

1- 4 事業所税のしくみ

納 税 義 務 者	四日市市内の事業所等において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度の末日現在における事業所床面積 (m ²) (借り受けている分を含みます。)
		個 人	12月31日現在における事業所床面積 (m ²) (借り受けている分を含みます。)
	従業者割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額 (円)
		個 人	1月1日から12月31日までに支払われた従業者給与 総額 (円)
税 率	資 産 割	事業所床面積 1 m ² につき 600 円	
	従業者割	従業者給与総額の 100 分の 0.25	
課 税 対 象	資 産 割	市内の各事業所等に係る事業所床面積の合計面積が 1,000 m ² を超える場合に課税されます。 (非課税の適用を受ける事業所床面積は除きます。)	
	従業者割	市内の各事業所等における従業者の数の合計数が 100 人を超 える場合に課税されます。 (非課税の適用を受ける従業者は除きます。)	
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から 2 か月以内 (延長制度はありません)	
	個 人	翌年の 3 月 15 日まで	

(注1) 免税点 (P14参照) 以下で納税義務がない場合でも、事業所床面積が 800 m²を超える事
業所等又は従業者の数が 80 人を超える事業所等については、市の条例の定めにより、申告
書の提出が必要です。 (法701の46、701の47、条151の10③)

(注2) 申告は、いずれもその納税義務者が自ら税額等の計算を行い、申告期限までに申告書を提
出するとともに、その申告した税額を納付する仕組みになっています。 (法701の46、701の
47)

(注3) 従業者割が非課税となる年齢は「65歳以上」です。

(注4) 同族会社等が同一家屋内で事業を行っている場合、同族会社の事業所床面積や従業者数を
合算することができます。 (免税点判定時)

(注5) 事業所税には、法人税・法人住民税において適用される申告期限の延長申請の制度はあり
ません。

資産割フローチャート

四日市市内に事業所等がありますか？

ある

ない

〔四日市市内の全事業所の床面積を合計してください〕

申告義務の判定

〔事業所床面積が800m²を超えますか？〕

超える

超えない

免税点の判定

〔（事業所床面積-非課税面積）が1,000m²を超えますか？〕

超える

超えない

課税対象となります

〔課税標準の特例施設がありますか？〕

ない

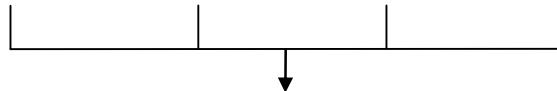
ある

〔特例施設に係る床面積に特例割合を乗じて、控除床面積を求める〕

非課税は	P25
特 例は	P34
減 免は	P38
を参照してください。	

次の算式で課税標準床面積を求めます

〔事業所床面積 - 非課税床面積 - 控除床面積 = 課税標準床面積〕



資産割額の計算

$$\text{課税標準床面積 (m}^2\text{)} \times 600 \text{ 円} = \text{資産割額 (円)}$$

従業者割フローチャート

四日市市内に事業所等がありますか？

ある

ない

〔四日市市内の全事業所の従業者数を合計してください〕

申告義務の判定

〔従業者が80人を超えますか？〕

超える

超えない

免税点の判定

〔（従業者数-非課税従業者数）が100人を超えますか？〕

超える

超えない

課税はされませんが申告義務が生じます

課税対象となります

〔課税標準の特例施設に係る従業者はいますか？〕

いない

いる

〔特例施設に係る従業者給与総額に特例割合を乗じて控除従業者給与総額を求める〕

非課税は	P 25
特 例は	P 34
減 免は	P 38
を参照してください。	

次の算式で課税標準従業者給与総額を求めます

$$\text{従業者給与総額} - \text{非課税従業者給与総額} - \text{控除従業者給与総額} = \text{課税標準従業者給与総額}$$

従業者割額の計算

$$\text{課税標準従業者給与総額 (円)} \times 0.25 / 100 = \text{従業者割額 (円)}$$

第2章 事業所税の内容

2- 1 課税客体

事業所税は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。（法701の32①）

したがって、ある年度分について課税されれば、翌年度以降課税されなくなるというものではなく、事業を継続する限り、毎年申告納付の義務が発生します。

（1）事業所等とは

自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場等のほか、これらに附属する倉庫・材料置場・作業場・ガレージ等も事業所等の範囲に含まれます。

- ・人的設備がない施設（無人倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等として取り扱われます。
- ・設置期間が2～3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業所等として取り扱われません。
- ・建設業における現場事務所等臨時のかつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が1年未満のものは、事業所等として取り扱われません。

（2）事業所等において行われる事業とは

物の生産・流通・販売又はサービスの提供など、個人、法人その他の団体が行うすべての経済活動をいいます。また、事業所等の家屋又は区画内で行われるものに限らず、外交員のセールス活動なども、事業所等の管理下に属する限り事業所等において行われる事業となります。

（3）事業所用家屋とは

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいいます。なお、社員寮、社宅等人の居住の用に供するものは、非事業用として取り扱うため課税の対象外です。（法701の31①(6)）

2- 2 納税義務者

納税義務者は、四日市市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。（法701の32①）

（1）貸ビル等の場合

貸ビル等の場合、その事業所用家屋の所有者ではなく、現にそこで事業を行っている方が納税義務者となります。よって、貸ビル等の貸主は当該貸付部分（空室部分を含む。）については納税義務者になりませんが「事業所用家屋の貸付等申告書」の提出が必要です。（法701の52②）

（2）清算中の法人の場合

清算中の法人も、その清算の業務を行う範囲内において事業を行う法人と認められますので、その限りにおいて納税義務者となります。

(3) 人格のない社団等の場合

人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなされ納税義務者となります。 (法701の32③)

(4) 共同事業の場合

2以上の方が共同して事業を行う場合は、連帶して納税義務を負います。 (共同申告の必要はありません。) (法10の2①)

(5) 実質課税の原則

法律上事業所等において事業を行うとみられる方が単なる名義人であって、他の方が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている方が納税義務者となります。 (法701の33)

2- 3 資産割

(1) 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積から ①非課税対象施設の床面積 ②課税標準の特例対象施設の控除床面積を差し引いて求めます。

ただし、課税標準の算定期間が 12か月に満たない場合や中途で事業所等を新設・廃止した場合には、(6)及び(7)の特例があります。

(2) 課税標準の算定期間

課税標準の算定期間とは、次に掲げる期間をいいます。(法701の31①(7)(8))

法人の場合 ・・・ 事業年度

個人の場合 ・・・ 1月1日から12月31日まで

ただし個人で、

・年の中途で事業を廃止した場合 ・・・ 1月1日から廃止の日まで

・年の中途で事業を開始した場合 ・・・ 開始の日から12月31日まで

・年の中途で事業を開始し、その年の中途で事業を廃止した場合 ・・・ 開始の日から廃止の日まで

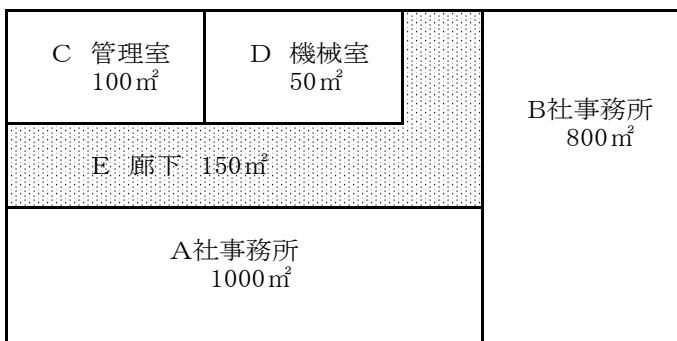
(3) 事業所床面積

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいいます。

ただし、貸ビル等の廊下、階段、機械室のように、共同の用に供する部分(共用部分)がある場合には、次の算式によって求めた面積が事業所床面積とされます。(法701の31①(4)、令56の16)

$$\text{事業所床面積} = \frac{\text{自己の事業所部分の床面積} + \text{共用部分の床面積} \times \frac{\text{共用部分に関連を有する自己の事業所部分の床面積}}{\text{共用部分に関連を有するすべての事業所部分の床面積}}}{}$$

(例) 共用部分がある場合



(床面積の内訳)

- ・建物の延床面積 2100m²
- ・A社の専用面積 1000m²
- ・B社の専用面積 800m²
- ・C貸ビル業者の専用面積 100m²
- ・共用部分の面積 200m²
(機械室D、廊下E)

※計算式 (1m²の100分の1未満を切捨てて端数処理します。)

A社の事業所床面積=

$$1,000m^2 + [200m^2 \times \{1,000m^2 \div (1,000m^2 + 800m^2 + 100m^2)\}] \doteq 1,105.26m^2$$

B社の事業所床面積=

$$800m^2 + [200m^2 \times \{800m^2 \div (1,000m^2 + 800m^2 + 100m^2)\}] \doteq 884.21m^2$$

貸ビル業者の事業所床面積=

$$100m^2 + [200m^2 \times \{100m^2 \div (1,000m^2 + 800m^2 + 100m^2)\}] \doteq 110.52m^2$$

(4) 事業所用家屋

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいい、人の居住の用に供するものを除きます（法701の31①(6)）。家屋とは固定資産税における家屋をいい、登記の有無は問いません（法341(3)）。

(5) 床面積の算定方法

床面積の算定については、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（m²）とします。詳しくは、不動産登記規則及び不動産登記事務取扱手続準則の規定を参考にしてください。

(6) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例（法701の40①）

6か月決算の法人や、事業年度の中途中で法人を設立又は解散した場合のように、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準は、次の算式によって求めた面積とされています。

$$\boxed{\text{資産割の}} \quad = \quad \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の}}}{\boxed{\text{末日における事業所床面積}}} \times \frac{12}{\boxed{\text{課税標準の}} \quad \boxed{\text{算定期間の月数}}}$$

（注）課税標準の算定期間の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは切り上げて1月とします。（以下同様とします。）（法701の40③）

(7) 課税標準の算定期間の中途における事業所等の新設又は廃止（法701の40②）

課税標準の算定期間の中途中で新設又は廃止された事業所等に係る課税標準は、その使用月数に応じてそれぞれ次の算式によって月割り計算します。

（ア）課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等に係る月割計算

$$\boxed{\text{資産割の}} \quad = \quad \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の}}}{\boxed{\text{翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}} \div \boxed{\text{課税標準の}} \quad \boxed{\text{算定期間の月数}}$$

（イ）課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等に係る月割計算

$$\boxed{\text{資産割の}} \quad = \quad \boxed{\text{廃止の日における}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の}}}{\boxed{\text{開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数}}} \div \boxed{\text{課税標準の}} \quad \boxed{\text{算定期間の月数}}$$

（ウ）課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたものに係る月割計算

$$\boxed{\text{資産割の}} \quad = \quad \boxed{\text{廃止の日における}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の}}}{\boxed{\text{翌月から廃止日の属する月までの月数}}} \div \boxed{\text{課税標準の}} \quad \boxed{\text{算定期間の月数}}$$

なお、事業所等の新設又は廃止とは一の事業所等の全体についての新設又は廃止をいいます。

したがって、事業所等の拡張又は縮小（一の事業所等に係る事業所床面積の増加又は減少）の場合は月割計算の特例はありません。

(注) 一の事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行うものをいい、同一の敷地にあれば経営主体が同一である限り、一区画とみなし、一単位の事業所となります。

(注) 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない方が、課税標準の算定期間の中途で事業所等を新設又は廃止した場合は、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の算式中

「課税標準の算定期間の末日における事業所床面積」又は「廃止の日における事業所床面積」とあるのを

「課税標準の算定期間の末日における事業所床面積」又は「廃止の日における事業所床面積」

×(課税標準の算定期間の月数÷12)と読み替えて求めます。

(例1) 事業年度の中途で法人を設立した場合

Q: A社(12月31日決算)は令和7年4月10日に設立され、本社ビル(1,200m²)を購入して事業を開始しました。令和7年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるでしょうか。

A: 事業年度末の事業所床面積が免税点(1,000m²)を超えるため、課税対象事業所になります。課税標準の計算については、その算定期間の月数が9か月ですので、P8(6)の特例が適用されます。

資産割の課税標準は $1,200\text{m}^2 \times 9\text{月} (4\text{月} \sim 12\text{月}) \div 12\text{月} = 900\text{m}^2$ となります。

(注) 課税標準の算定期間の月数が、1か月に満たない端数は1月に切り上げます。

(例2) 事業年度の中途で事業所等を新設した場合

Q: B社(12月31日決算)は令和7年8月10日に本社ビル(1,200m²)と同一敷地内に別棟の倉庫(500m²)を建築して使用しています。また、市内に東営業所を令和7年6月10日付で完成(700m²)させ、同日から事業を行っています。B社の令和7年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるでしょうか。

A: 本社の令和7年8月10日における倉庫(500m²)の新築は「事業所等の拡張」に該当するため、この部分の月割計算の適用はありません。一方、東営業所については「事業所等の新設」に該当し、月割計算の適用があります。

本社分 資産割の課税標準 = $1,200\text{m}^2 + 500\text{m}^2 = 1,700\text{m}^2$ (事業年度終了時の面積)

東営業所分 資産割の課税標準 = $700\text{m}^2 \times 6\text{月} (7\text{月} \sim 12\text{月}) \div 12\text{月} = 350\text{m}^2$

よってB社の資産割の課税標準は $1,700\text{m}^2 + 350\text{m}^2 = 2,050\text{m}^2$ となります。

(例3) 事業年度の中途で事業所等を廃止した場合

Q: C社(12月31日決算)は、令和7年5月10日に、南営業所(1,200m²)を廃止しました。市内には他に事業所はありません。令和7年度の課税標準となる事業所床面積はどうなるのでしょうか。(他都市では事業を継続するが、四日市市の事業所は廃止)

A: 算定期間の末日における事業所床面積が0m²となり、免税点以下のため課税となりません。

(8) 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった場合

課税標準の算定期間の中途において事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定を行います。(法701の34⑥)

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税対象又は非課税対象となり、月割計算は行いません。

(9) 事業所等が四日市市の区域と他市町村の区域とにわたって所在する場合(令56の74)

事業所等が四日市市と他市町村の区域とにわたって所在する場合は、当該事業所等のうち、四日市市の区域内に所在する部分に係る事業所床面積に相当する面積を、事業所床面積とします。

2- 4 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間に支払われた従業者給与総額から ①非課税従業者給与総額 ②課税標準の特例対象施設に係る控除従業者給与総額を差し引いて求めます。

(1) 従業者とは

従業者には、一般の従業者のほか役員、臨時従業者等が含まれますが、障害者（注）及び年齢65歳以上の方は除きます。（障害者及び年齢65歳以上の方でも役員は従業者に含まれます。以下同じです。）

（注）従業者の範囲については、P12を参照してください。

（注）障害者とは、所得税・住民税において障害者控除の対象となる方をいいます。

(2) 従業者給与総額とは

従業者給与総額とは、従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいます。

「これらの性質を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等をいい、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

所得税において非課税となる給与等（通勤手当等にあっては所得税の非課税所得に相当する額）、及び外交員その他これらに類する方の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません。

(3) 事業専従者控除額

事業専従者控除額（住民税において、事業を経営する納税義務者の所得の計算上必要経費とみなされる額）は、従業者給与総額に含まれます。

(4) 課税標準の算定期間の中途において転勤した方の給与等

課税標準の算定期間の中途において、四日市市内の事業所等から他市町村の事業所等へ又は他市町村の事業所等から四日市市内の事業所等へ転勤した方がいる場合は、その方に支払われた給与等のうち、他市町村の事業所等の勤務時に支払われた給与等については従業者給与総額に含まれません。

(5) 障害者又は年齢65歳以上の方の給与等について

役員以外の方で、年齢65歳以上の方及び住民税において障害者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方に支払われた給与は非課税となり、課税標準となる従業者給与総額には含まれません。

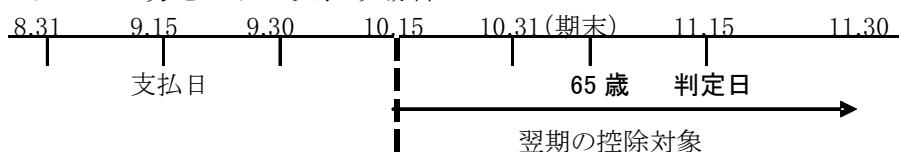
なお、障害者又は年齢65歳以上の方であるかどうかの判定は、その方に対して給与等が支払われる時の現況によります。すなわち、給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日の時点（=判定日）において障害者又は年齢65歳以上である方に対して支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

(例) 10月決算法人の場合

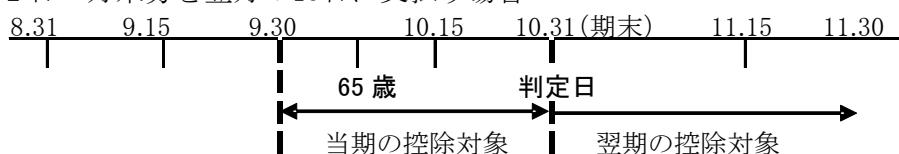
①毎月 1日～末日分をその月の15日に支払う場合



②毎月15日までの分を15日に支払う場合



③毎月 1日～月末分を翌月の15日に支払う場合



(6) 雇用改善助成対象者の給与等 (法701の31①(5)及び②、令56の17の2、則24の2)

年齢55歳以上65歳未満の方のうち、次の表の左欄に掲げる国の雇用に関する助成に係る方（以下「雇用改善助成対象者」といいます。）に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。

雇用改善助成対象者の区分	根拠法令
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る方	雇用保険法、雇用対策法施行令
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた方で、指示を受けた日において年齢55歳以上65歳未満の方	雇用保険法、雇用対策法
雇用奨励金の支給に係る方で一定のもの	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令

(7) 非課税又は課税標準の特例対象施設とその他の施設に併せ従事している従業者の方の給与等 (令56の49、令56の67)

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に、併せ従事している従業者の方の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等との区分については、それぞれの事業に従事した勤務時間によって按分することとされています。ただし、その勤務時間が明らかでない場合は、それぞれに均等に従事したものとされます。

【従業者割の免税点判定と課税標準の計算について】

従業者	課税標準	免税点の判定	備 考
65歳以上の者(役員を除く)	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障害者(役員を除く)	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
役員	役員・使用人兼務役員 (65歳以上の者を含む)	従業者給与総額に含める	従業者に含める
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める	従業者に含める
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	それぞれの会社の従業者に含める
	無給の役員	—	従業者に含めない
雇用改善助成対象者	給与等の額の1/2を従業者給与総額から控除する	従業者に含める	これらの方は、いずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の算定に注意してください。
事業専従者	事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	従業者に含める	
臨時の従業員	従業者給与総額に含める	従業者に含める	これらの方も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー (注1)	従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
出向社員 (注2)	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める	出向元の従業者に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者給与総額に含める	出向先の従業者に含める
	出向元と出向先が分担して給与を支払う	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める
国外又は市外への派遣又は長期出張	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
派遣法に基づく派遣社員(注3)	派遣元の従業者給与総額に含める	派遣元の従業者に含める	市外への派遣は含めません。
休職中の従業員	従業者給与総額に含める	給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める。	
中途退職者	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
保険の外交員で事業所得のみのもの	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	給与等の支払いを受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含める	
常時船舶の乗組員	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	事業所等に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者	主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	

従業者	課税標準	免税点の判定	備考
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従事者	課税施設に従事していた分にかかる給与は、従業者給与総額に含める	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事しているものは従業者に含める	

(注1) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称でなく、勤務の状態によって判定されるものであり、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）第2条に規定する短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が4分の3未満である方をいい、隔日又は特定曜日にフルタイム勤務する方（いわゆるアルバイト）はこれに含みません。

(注2) 「出向」とは、出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に付与し、出向先企業において労務を提供させるものをいいます。

(注3) 「派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

2- 5 税率・税額

事業所税の税率は次のとおりです。

資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円
従業者割 従業者給与総額 の 100分の0.25

事業所税の税額は、次のように算定されます。

$$\begin{aligned}
 \text{税額} &= \underbrace{\text{資産割の課税標準となる事業所床面積} \times 600\text{円}}_{\text{資産割額}} + \underbrace{\text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額} \times 0.25/100}_{\text{従業者割額}} \\
 \text{資産割の課税標準となる事業所床面積} &= \text{事業所床面積} - \text{非課税に係る事業所床面積} - \text{課税標準の特例適用に係る控除事業所床面積} \\
 \text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額} &= \text{従業者給与総額} - \text{非課税に係る従業者給与総額} - \text{課税標準の特例適用に係る控除従業者給与総額}
 \end{aligned}$$

(注) 端数処理（法20の4の2①、③）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 資産割額、従業者割額の合計額 | 100円未満切捨て |
| (2) 事業所床面積 | 1平方メートルの100分の1未満切捨て |
| (3) 従業者給与総額 | 1円未満切捨て |
| (4) 課税標準となる従業者給与総額 | 1,000円未満切捨て |

2- 6 免税点

事業所税の資産割及び従業者割には以下のようにそれぞれ免税点が定められており、免税点以下の事業所には課税されません。（法 701 の 43）

資産割 課税標準の算定期間の末日における、市内の各事業所等の事業所床面積の合計面積（非課税の適用に係る事業所床面積は除きます。）が 1,000 m²以下の場合。

従業者割 課税標準の算定期間の末日における、市内の各事業所等の従業者の数の合計数（役員でない障害者、役員でない年齢 65 歳以上の者及び非課税の適用がある施設に勤務する方は除きます。）が 100 人以下の場合。

なお、免税点の判定は、資産割及び従業者割のそれぞれについて行います。

資産割	従業者割	納付税額
免税点超	免税点超	資産割額と従業者割額の合算額
免税点超	免税点以下	資産割額のみ
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ
免税点以下	免税点以下	なし

（1）免税点の判定日

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。

したがって、課税標準の算定期間の中途中に廃止した事業所等に係る事業所床面積及び従業者数は免税点判定の基礎に含まれません。

ただし、事業所床面積又は従業者数が免税点を超える場合は、課税標準の算定期間の中途中に廃止した事業所等に係る事業所床面積（月割計算した面積）又は従業者給与総額も課税標準に含まれます。

（2）免税点は基礎控除の制度ではありません

例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が 1,500 m²の場合は免税点を超えることになりますが、この場合その超えた部分のみでなく、全体の 1,500 m²が課税対象となります。

（3）免税点の判定についての特例

ア 企業組合又は協業組合の特例（法 701 の 43②、令 56 の 72）

企業組合又は協業組合の各事業所等のうちで一定のものについては、資産割及び従業者割の免税点の判定は、各組合員ごとに行います。

イ 従業者数に著しい変動がある事業所等の特例（法 701 の 43④、令 56 の 73）

市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者数の変動が著しく、当該算定期間の属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値の 2 倍を超える事業所等については、次の算式により求めた数を当該事業所等に係る算定期間の末日現在の従業者数とみなします。

$$\frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の} \\ \text{末日現在における従業者の数の合計数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の} \\ \text{末日現在の従業者の数}}$$

2- 7 共同事業及びみなし共同事業

共同事業及び特殊関係者等の行うみなし共同事業については、課税標準、免税点等の取り扱いにおいて次のような特例があります。

(1) 共同事業 ((2) に該当する事業を除く。)

①連帶納税義務

共同事業を行う共同事業者には、その事業について連帶納税義務が課されます。（共同申告を行う必要はありません。）（法10の2①）

②課税標準

共同事業を行う各共同事業者ごとの課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額は次の算式によって求めた面積又は金額となります。（令 56 の 51①）

$$\boxed{\text{課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額}} = \boxed{\text{各共同事業者が共同事業である事業を単独で行うものとみなしした場合において課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}} \\ (\text{損益分配の割合が定められていない場合には、出資の価額に応ずる割合})$$

③免税点

免税点の判定については、共同事業を行う各共同事業者は、その事業のうち、損益分配の割合に応ずるものを単独で行うものとみなされ、その者が他に単独で行う事業と合算されます。

具体的には、次の算式によって求めた床面積又は従業者数により判定します。（令 56 の 75①）

$$\boxed{\text{免税点の判定を行う事業所床面積又は従業者数}} = \boxed{\text{共同事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数}} \times \boxed{\text{損益分配の割合}} \\ (\text{損益分配の割合が定められていない場合には、出資の価額に応ずる割合})} + \boxed{\text{他の単独事業に係る事業所等の事業所床面積又は従業者数}}$$

(2) みなし共同事業

事業所税では、税負担の均衡等を図るため、親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社（以下「特殊関係者」という。）を有している者が、その特殊関係者と同一家屋で事業を行う場合、その特殊関係者の行う事業は、特殊関係者を有する者との共同事業とみなします。

特殊関係者を有する者がある場合において、次の①に掲げる特殊関係者の行う事業について次の②に掲げる特別な事情があるときは、その事業は特殊関係者を有する方と特殊関係者の共同事業とみなされます。

①特殊関係者

配偶者、親族、その他の関係者及び法人税法に規定する同族会社（非同族の同族会社を含む）を「特殊関係者」といい、これらの特殊関係者を有する個人又は法人を「特殊関係者を有する者」といいます。

また、特殊関係者を有する者であるかどうか判定すべき者を「判定対象者」といいます。

具体的に特殊関係者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 判定対象者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹 (令56の21①(1))

イ 判定対象者の親族 (アに該当する方を除く6親等内の血族及び3親等内の姻族) で、次のいずれかに該当する方 (令56の21①(2))

A 判定対象者と生計を一にする方

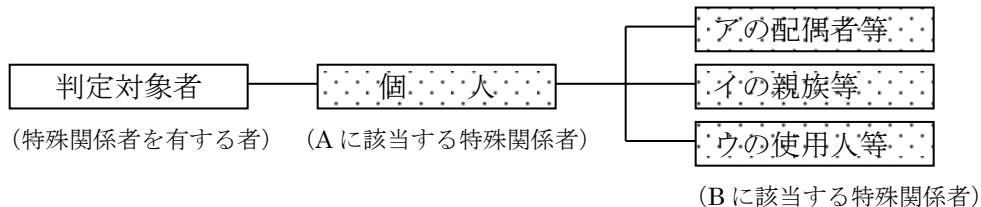
B 判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している方

ウ 判定対象者の使用人、その他の個人 (ア、イに該当する方を除く) で、判定対象者から受け特別の金銭その他の財産により生計を維持している方 (令56の21①(3))

エ 次に該当する個人の方

A 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させている個人 (ア、イに該当する方を除く) (令56の21①(4))

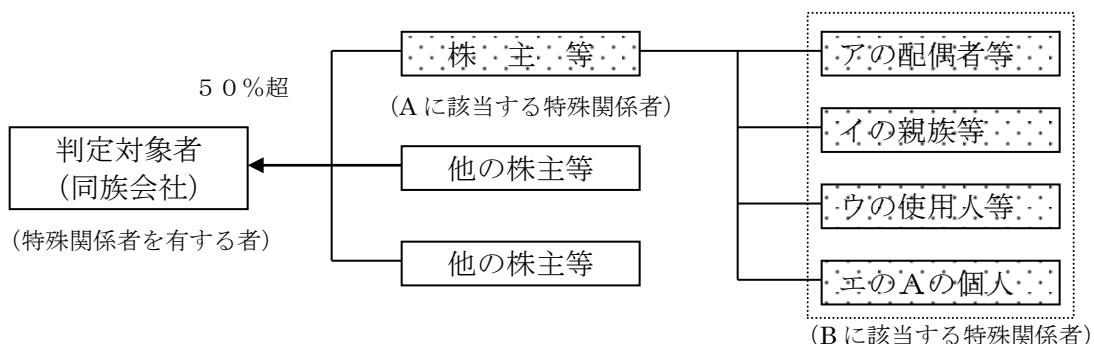
B 上記Aの方と、アからウまでの一に該当する関係がある方



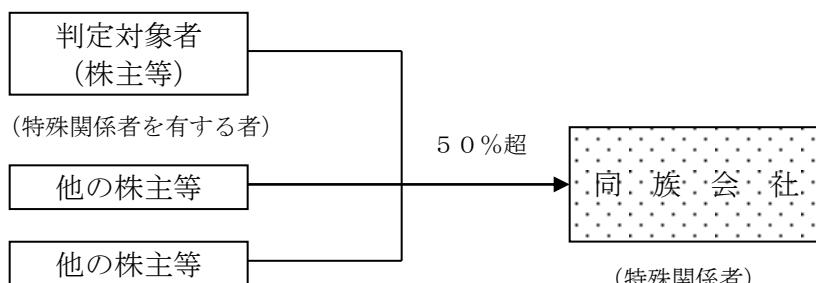
オ 判定対象者が同族会社である場合で、次のいずれかに該当する方 (令56の21①(5))

A 同族会社の判定の基礎となった株主又は社員である個人

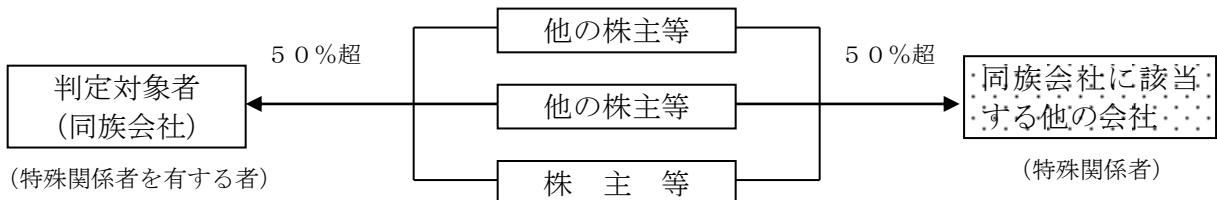
B 上記Aの方とアからエまでの一に該当する関係がある個人



カ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社 (令56の21①(6))



キ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの方とアからエに該当する関係がある個人及びこれらの方を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（令56の21①(7)）



(注) 「同族会社」とは、法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいい、その発行済株式の総数又は出資の金額の50%を超える株式又は出資の金額が3人以下の株主等及びその方と特殊な関係にある個人又は法人によって占められている会社をいいます。したがって、その判定は、株主等の3人以下及びその方と特殊な関係にある個人、法人を含めてその有する株主の総数又は出資の金額により行います。

②共同事業とみなす特別な事情

共同事業とみなされる特別な事情とは、特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する方又はその方のほかの特殊関係者が事業を行う事業所等の存する家屋において行われる場合（同一家屋内に事業所等が存する場合）で、次のア又はイに該当する場合です。（令56の21②）

- ア 特殊関係者の行う事業が特殊関係者を有する方と意思を通じて行われている場合
- イ 事業所税の負担を不当に減少させる結果となる場合

③連帯納税義務

特殊関係者の行う事業が、特殊関係者を有する方との共同事業とみなされた場合は、特殊関係者を有する方と特殊関係者には、その事業について連帯納税義務が課されます。（共同申告を行う必要はありません。）（法10の2①）

④特殊関係者を有するものであるかどうかなどの判定日

特殊関係者を有する方であるかどうか及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。（令56の21⑤）

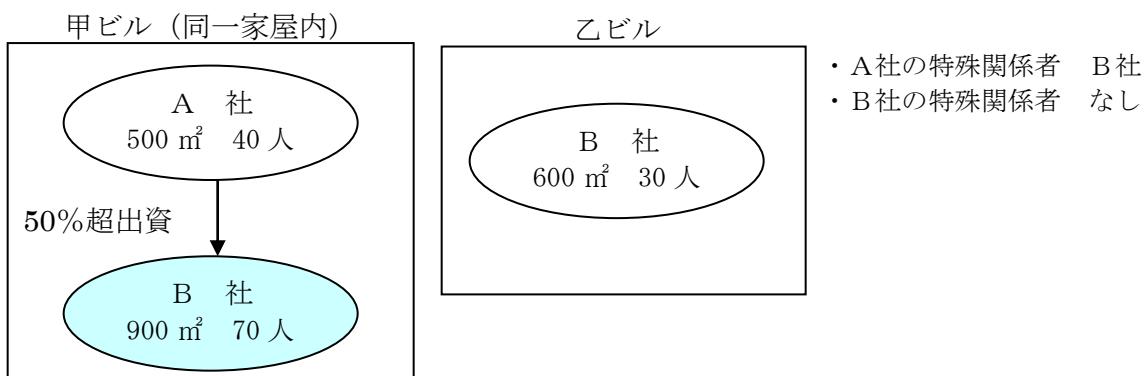
⑤免税点及び課税標準

特殊関係者を有する方の免税点の判定は、その方が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と、同一家屋内で共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合に免税点を超えることがあります。

なお、課税標準は単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。

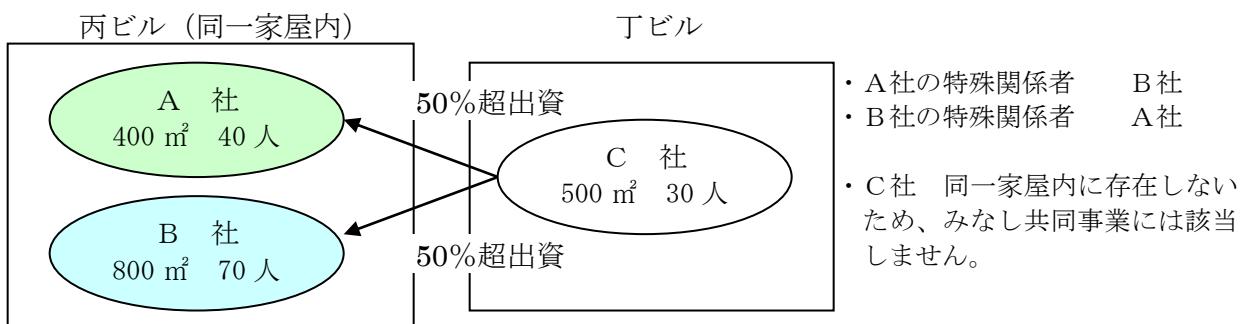
みなし共同事業の免税点及び課税標準の算定の例

【事例 1】



	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $500\text{m}^2 + 900\text{m}^2 = 1,400\text{m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $40\text{人} + 70\text{人} = 110\text{人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 500m^2 ・従業者割 40人分の従業者給与総額
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $900\text{m}^2 + 600\text{m}^2 = 1,500\text{m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $70\text{人} + 30\text{人} = 100\text{人}$ (免税点以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $1,500\text{m}^2$ ・従業者割 なし

【事例 2】



	免税点の判定	課税標準
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $400\text{m}^2 + 800\text{m}^2 = 1,200\text{m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $40\text{人} + 70\text{人} = 110\text{人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 400m^2 ・従業者割 40人分の従業者給与総額
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 $800\text{m}^2 + 400\text{m}^2 = 1,200\text{m}^2$ (免税点超) ・従業者割 $70\text{人} + 40\text{人} = 110\text{人}$ (免税点超) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 800m^2 ・従業者割 70人分の従業者給与総額
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 500m^2 (免税点以下) ・従業者割 30人 (免税点以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 なし ・従業者割 なし

2- 8 非課税

事業所税においては、その課税の趣旨を勘案し、事業所税を課税すべきでないものについて非課税措置が講じられています。事業所税の非課税は、事業を行う者的人格に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して設けられている用途非課税とに大別されます。（法701の34）

具体的には、「非課税対象施設一覧表」（P25～P33）を参照してください。

（1）人的非課税

①国及び公共法人

国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに法人税法第2条第5号に規定する公共法人

②公益法人等又は人格のない社団等（収益事業に係るものを除く。）

法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は人格のない社団等

（2）用途非課税

福利厚生施設や路外駐車場等、特定の用途に供される施設は非課税とされています。

①福利厚生施設

（ア）体育館、売店、食堂、娯楽室、診療所及び理髪室は、一般的に福利厚生施設として取り扱います。

（イ）更衣室、浴室、休憩室、仮眠室、喫茶室及び宿泊室については、当該施設が当該事業所等の業務用施設と認められるもの以外のものは福利厚生施設として取り扱います。

例えば、制服着用義務のある方の更衣室、工場に設置された浴室、電話交換手の休憩室、タクシー乗務員の仮眠室などは事業所用施設となるので福利厚生施設には該当しません。

（ウ）研修所（室）は、福利厚生施設には該当しません。

（エ）社宅及び社員寮は、人の居住の用に供するものであるので、課税の対象にはなりません。

②路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で一般公共の用に供する時間貸駐車場等であり、専用駐車場ではなく利用者を特定、制限しない駐車場となります。具体的には次に該当する施設です。

（ア）駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で都市計画において定められたもの。

（イ）駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で駐車場法第12条の規定による届出に係るもの。

（ウ）一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの。

③消防用設備・防災設備等

百貨店・旅館等、不特定多数の人が集まる施設で、消防用設備・防災設備等に使用されている部分。

（3）非課税の判定

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止日の直前に行われていた事業により非課税判定を行います。

(4) 公益法人等が収益事業と収益以外の事業とを併せ行う場合の課税標準の算定

収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の課税標準となるべき事業所床面積もしくは従業者給与総額の算定については、それぞれ法人税法施行令第6条の規定に基づく経理の区分によります。

(5) 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の従業者給与総額の算定

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその方の給与等の額を按分します。

ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして算定します。

2- 9 課税標準の特例

事業所税においては、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。具体的には「課税標準の特例対象施設一覧表」(P34～P37)の各号に掲げる施設にかかる事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。(法701の41)

ただし、免税点の判定は課税標準の特例控除前で行います。

(1) 課税標準の特例とは

事業所税の課税標準の一定割合を軽減する措置のことをいいます。すなわち、協同組合等についてはその人的な面に着目して特例措置が講じられ、非課税とされる都市施設以外の都市施設、広大な床面積を有することが不可欠な業種で一定面積当たりの収益率が極めて低い施設などについては、その施設の性格、税負担の均衡等の見地から特例措置が講じられています。

(2) 課税標準の特例適用の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

ただし、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合は、その廃止日の直前に行われていた事業により課税標準の特例の判定を行います。

(3) 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合の、従業者給与総額の算定

課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業とに従事した従業者にかかる課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、非課税と同様に算定を行います。

(4) 課税標準の特例の重複適用

特例規定のうち2以上の規定の適用がある場合は、下記の順序により、一の規定を適用した後の課税標準を基礎として次の順序の規定が適用されます。(令56の71)

適用順位1 地方税法第701条の41第1項 (同項の各号の重複適用は行いません。)

適用順位2 地方税法第701条の41第2項

2-10 減免

地方税法に規定する非課税又は課税標準の特例の適用がある施設との均衡を考慮し、特別の事情がある場合においては、市税条例によって事業所税の減免措置を受けることができます。（法701の57、条151の13、市規3）

具体的には「減免対象施設」（P38～P40）を参照して下さい。

また、事業所税の減免については、次のことに注意して下さい。

- ① 減免を受けようとする場合は、申告納付期限の7日前までに「事業所税減免申請書」を事業所税の申告書と併せて提出して下さい。
- ② 事業所税減免申請書には、減免を受けようとする事由を証明する書類（免許を必要とする業種にあってはその免許証の写し、減免部分を図示した図面等）を添付して下さい。
- ③ 減免申請書は申告のつど提出してください。
- ④ 減免の適用を受けるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。

第3章 事業所税の申告と納付

3- 1 申告納付について

事業所税は、納税義務者が自ら納付すべき税額を計算し、申告書に記載のうえ市役所に提出するとともに、その申告した税額を納付する申告納付の方法が採用されています。

課税標準の算定期間の末日現在において次に該当する場合は申告が必要です。

(1) 申告納付

①四日市市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税床面積を除く。）が1,000m²を超える場合

②四日市市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税従業者を除く。）が100人を超える場合

(注) 資産割、従業者割は合算して課税されますが、そのいずれか一方が免税点以下の場合であっても、他方の免税点を超えるものについては申告納付が必要です。

(注) 事業所税については、法人税等において適用される、申告期限の延長制度はありません。

(2) 納付すべき事業所税額のない方の申告

免税点以下で納税義務がない場合でも、①から③のいずれかに該当する方は市の条例の定めにより、申告書の提出が必要です。（法701の46③、法701の47③、条151の10③）

①四日市市内に所在する各事業所等の合計床面積が800m²を超える場合

②四日市市内に所在する各事業所等の従業者の合計が80人を超える場合

③前事業年度又は前年中に事業所税の税額があった場合

3- 2 申告納付期限

①法人：事業年度終了から2か月以内（法701の46①）

②個人：翌年の3月15日まで（法701の47①）

3- 3 申告納付場所

①申告：四日市市役所 市民税課

②納付：四日市市役所収納推進課、地区市民センター（中部地区市民センターを除く。）、市民窓口サービスセンター、四日市市指定金融機関等

3- 4 修正申告・更正の請求・更正・決定

(1) 修正申告

既に確定した課税標準額又は税額が過少であったため、不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

(2) 更正の請求

申告書又は修正申告書に記載した課税標準額又は税額等の計算が法令の規定に従っていなかった

こと、又は計算誤り等があったことにより、納付税額が過大となる場合は、更正の請求ができます。（「非課税」に係る事業所床面積等が過少である場合を含みます。）

更正の請求ができるのは法定の申告納付期限から5年以内です。

（3）更正・決定

申告書又は修正申告書の提出後に市が調査した結果とその内容が異なるときは、課税標準又は税額を更正することができます。

また、申告期限までに申告書の提出がない場合には、市が調査した結果によって申告すべき課税標準及び税額を決定することができます。

ただし、申告期限後でも決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

3- 5 不申告の場合等の措置（法701の58、59、法701の61、法701の62）

正当な理由なく、申告書を提出しなかった場合や、事実と相違した課税標準額等で申告した場合には、更正、決定を受けることとなります。これらの場合には、不足税額や延滞金が徴収されるほか、不申告加算金又は過少申告加算金が加わり、これが故意になされた場合には、重加算金が徴収されますからご注意ください。（脱税に関する罪として、懲役、罰金、科料に処せられ、懲役と罰金が併科される場合もあります。）

3- 6 延滞金（法701の59、60、附則3の2）

納付期限後に事業所税を納付する場合には、当該税額に納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、下記の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。

期間	納期限の翌月から 1か月以内	納期限の翌日から 1か月経過後
R2. 1. 1～ R2. 12. 31	年2. 6%	年8. 9%
R3. 1. 1～ R3. 12. 31	年2. 5%	年8. 8%
R4. 1. 1～ R7. 12. 31	年2. 4%	年8. 7%
R8. 1. 1～ R8. 12. 31	年2. 8%	年9. 1%

3- 7 事業所等の新設・廃止の申告

四日市市内において事業所等を新設又は廃止した方は、新設又は廃止した日から1か月以内に、「事業所等の新設・廃止申告書」を提出してください。（法701の52①、条151の11①）

3- 8 事業所用家屋の貸付等の申告

事業を行う方に事業所用家屋の全部又は一部を貸し付けた場合、又は既に申告した貸し付け状況に異動があった場合は、貸し付け又は異動があった日から1か月以内に、「事業所用家屋の貸付等申告書」を提出してください。（法701の52②、条151の11②及び③）

3- 9 申告に必要な書類

申告に必要な書類はつぎのとおりです。

書類	内容
事業所税の申告書 (第44号様式)	当初の申告、修正の申告に使用します。 別表1～4の記載内容を基に作成します。
事業所等明細書 (第44号様式別表1)	課税標準の算定期間中における事業所等の使用状況を記載します。
非課税明細書 (注1) (第44号様式別表2)	明細書に記載した事業所等において非課税に該当する施設、従業者がある場合に使用します。
課税標準の特例明細書 (注1) (第44号様式別表3)	明細書に記載した事業所等において課税標準の特例の適用となる施設、従業者がある場合に使用します。
共用部分の計算書 (第44号様式別表4)	オフィスビル、ショッピングモール等の共同で使用している建物に係る共同の用に供する部分がある場合に使用します。
事業所家屋の各階の平面図(注2)	初めての申告の際には、すべての建物の平面図 非課税、特例、減免施設等が示されている図面
※事業所税減免申請書	減免に該当する施設、従業者がある場合、当該床面積・給与総額等を記載してください。
※事業所等の新設・廃止申告書	市内において事業所を新設又は廃止した場合は、当該新設又は廃止の日から1か月以内に申告してください。
※事業所用家屋の貸付等申告書	事業所用家屋の全部又は一部を他の事業を行う者に貸し付けている場合又は貸し付け内容に異動があった場合は、貸し付け又は異動があった日から1か月以内に申告してください。
※事業所税更正請求書	申告書に記載した課税標準額又は税額の計算に誤りがあったことにより、納付税額が過大になった場合は、申告納付期限から5年以内に更正の請求をしてください。

※のある書類は該当がある場合にのみ提出してください。

(注1) 非課税及び課税標準の特例の適用がある施設について、それぞれ別の法律に基づく許可や認可、認定等が必要となる場合においては、その証拠となる許可証の写し等を必ず添付してください。(例:一般貨物自動車運送事業の場合は許可書の写し、営業用倉庫であれば営業用倉庫の登録証の写しなど)

(注2) 四日市市への最初の申告時には、すべての対象建物の平面図を添付してください。初年度に提出した平面図の内容に変更がなければ、翌年度以降の添付は必要ありません。建物を新設・増築した場合には、該当部分の図面を提出してください。

第4章 非課税対象施設一覧

法701の34 (表中の○印が非課税該当)

項	号	対象施設等	要件等	資産割	従業者割
1		国・公共法人	国、地方公共団体、非課税独立行政法人及び法人税法第2条第5号(別表第一)に規定する公共法人 (具体例) 日本政策金融公庫、日本放送協会等	○	○
2		公益法人等	法人税法第2条第6号(別表第二)に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業 (具体例) 学校法人、宗教法人、商工会議所、財団法人等	○	○
3	3	教育文化施設	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園	○	○
3	4	公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場で、知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○
3	5	と畜場	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場	○	○
3	6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場	○	○
3	7	水道施設	水道法第3条第8項に規定する水道施設 (具体例) 取水、貯水、導水、浄水、配水等の施設	○	○
3	8	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書による市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○
3	9	病院・診療所等	医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第29項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士、その他政令で定める医療関係者の養成所 (具体例) 病院、診療所、看護師・准看護師・保健師・助産師・歯科技工士・作業療法士・はり師・きゅう師及び柔道整復師等の養成所	○	○
3	10	保護施設	生活保護法第38条第1項に規定する保護施設で一定のもの (具体例) 救護施設、更生施設、医療保護施設等	○	○

項 号	対象施設等	要件等	資 産 割	従業者割
3 10の2	小規模保育事業施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○
3 10の3	児童福祉施設	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設で一定のもの (具体例) 母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、里親支援センター等	○	○
3 10の4	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	○	○
3 10の5	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉で一定のもの (具体例) 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	○	○
3 10の6	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設で一定のもの	○	○
3 10の7	社会福祉施設	社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で一定のもの	○	○
3 10の8	包括的支援事業用施設	介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○
3 10の9	認可保育事業用施設	児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	○	○
3 11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で一定のもの (具体例) 農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農作物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設	○	○
3 12	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設で一定のもの (具体例) 生産の用に供するもの、国の補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の貸付けを受けて設置される施設で、保管、加工、流通の用に供されるもの、農林水産業者の研修のための施設等	○	○

項 項 号	対象施設等	要件等	資 産 割	従業者割
3 14	卸売市場	<p>卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場及びその機能を補完する一定の施設 (具体例)</p> <p>中央卸売市場、地方卸売市場、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第9号の中欄に規定する付設集団売場及び卸売又は仲卸しの業務に必要な施設で一定のもの、卸売市場法第39条第1号の規定により指定された場所で生鮮食料品を保管する施設</p>	○	○
3 16	電気事業用施設	<p>電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業、同項第11号の2に規定する配電事業、同項第14号に規定する発電事業又は同項第15号の3に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で一定のもの (具体例)</p> <p>電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設</p>	○	○
3 17	ガス事業用施設	<p>ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業又は同条第9項に規定するガス製造事業(当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。)の用に供する施設で一定のもの (具体例)</p> <p>ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設</p>	○	○
3 18	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第2号から第4号までに掲げる事業を行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該連携集積活性化事業又は当該連携集積活性化事業に係るものとして一定の事業の用に供する一定の施設	○	○
3 19	中小企業の産業の国際競争力強化事業用施設等	総合特別区域法第2条第2項第5号イ又は同法第2条第3項第5号イに規定する事業を行う中小企業者が市町村から資金の貸付を受けて設置する施設で一定のもの	○	○

項 目	号	対象施設等	要件等	資 産 割	従 業 者 割
3	20	鉄道事業用施設	<p>鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で事務所及び発電施設以外の施設 (具体例)</p> <p>営業所、停車場、停留所、運転指令所、信号所、車庫、貨物庫、監視所、駐在所、修理工場(直営に限る。)、資材機械等の貯蔵倉庫等</p>	○	○
3	21	自動車運送事業用施設	<p>道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第3項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものを行つて運送する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (具体例)</p> <p>営業所、案内所、出札所、待合室、指令所、車庫、洗車場、整備工場(直営に限る。)、仮眠所、荷捌場、保管庫等</p>	○	○
3	22	自動車ターミナル用施設	<p>自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設 (具体例)</p> <p>誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、洗車場、給油場、検車場、乗降場、待合所、荷捌場、保管庫等</p>	○	○
3	24	電気通信事業用施設	<p>専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務を提供する同条第4号に規定する電気通信事業(携帯電話、自動車電話等を除く。)を営む者が当該電気通信事業の用に供する施設で、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設</p>	○	○
3	25	一般信書便事業用施設	<p>民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者がその本来の用に供する施設で一定のもの (具体例)</p> <p>信書便の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設</p>	○	○

項 項 号	対象施設等	要件等	資 産 割	従業者割
3 25の2	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの	○	○
3 26	勤労者の福利厚生施設	(1)事業を行う者等が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設 (具体例) 体育館、保養所、医务室、食堂、休憩室、娛樂施設、喫茶室、更衣室等 ただし、更衣室、仮眠室等で業務上必要なものとして設置されている場合や、業務と兼用で使用されている場合は福利厚生施設には該当しません。例えば、就業規則等で制服着用義務がある場合の更衣室、夜勤交代者のための仮眠室等は、業務上必要な施設として福利厚生室には該当しません。 (2)国民健康保険組合、健康保険組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設 (3)農業協同組合、消費生活協同組合等が経営する専らこれらの組合員の利用に供する福利厚生施設 (4)公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう))若しくは一般財団法人(非営利型法人)又は人格のない社団が経営する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設 (5)上記(1)~(4)のものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○
3 27	路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で、次に掲げるもの (1)都市計画において定められたもの (2)駐車場法第12条の規定により届出がなされたもの (3)一般公共の用に供されるものとして指定都市の長が認めるもの	○	○
3 28	都市計画駐輪場	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法第11条第1項第1号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの	○	○
3 29	高速道路事業用施設	中日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法第5条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○

項 号	対象施設等	要件等	資 産 割	従 業 者 割
4	消防用設備等・特殊消防用設備等・防災設備等	特定防火対象物に設置される消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに防災施設等 ※下記「消防用設備・防災設備等」参照	○	×
5	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法第9条第1項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	×	○

消防用設備・防災設備等

(1) この規定の適用を受ける建物

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして政令で定めるものだけが、この非課税規定の適用を受けるものであり、具体的には次のものが該当します。

特定防火対象物一覧表（消防法施行令別表第1 抜粋）

項	建物の用途
1	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
2	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックス、その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。） ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロに掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定子ども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童発達支援若しくは放課後デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロに掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（ロに掲げるものを除く。） ニ 幼稚園又は特別支援学校

項	建物の用途
9	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16 の 2	地下街
16 の 3	建築物の地階(16 の 2 項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

(2) この規定の適用を受ける施設・設備等

(1) の建物のうち、資産割について非課税対象となる床面積は、消防法又は建築基準法で設置が義務付けられる施設・設備等で、かつ、その施設・設備等について満たさなければならない技術的な基準等が、それぞれの法律及び施行令等で定められている施設・設備等に係る床面積部分となります。

具体的には、以下の消防用設備等が設置されている場合に限ります。

消防用設備等

非課税対象となる床面積	非課税割合		備 考
	全部	1/2	
1 次の設備に係る水槽の設置部分 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・動力消火ポンプ設備・消防用防火水槽	○		消防用設備等の水源としての技術上の基準に適合している水槽で、一般給水用の水源として兼用している場合も非課税
2 次の設備のポンプが設置されているポンプ室 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備	○		一般用ポンプが併設されている場合には、ポンプの規模(占用床面積等)により按分
3 次の設備の非常電源又は予備電源の電源室 (発電機室・蓄電池室・変電室を含む。) 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	○		一般照明用等の電源設備が併設されている場合には、設備の規模(占用床面積等)により按分。 他の電源との共用の受電設備、変電設備その他の機器及び配線が外箱に収納されている非常電源専用受電設備も非課税
4 次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分(バルブ類(スプリンクラー設備の制御弁等)の格納部分を含み、床を専用する部分に限る。) 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・自動火災報知設備・漏電火災警報器・非常警報設備・誘導灯・排煙設備・連結散水設備・連結送水管・非常コンセント設備・無線通信補助設備・非常用照明装置・非常用エレベーター	○		パイプスペース又は配線シャフトとして区分された部分で、一般設備の配管又は配線とを併せて格納するものも非課税

非課税対象となる床面積		非課税割合		備 考
		全部	1/2	
5	合操作盤その他の消防用設備等の操作機器(火災報知設備の受信機等を含む。)の設備部分(床を占有する部分に限る。)	○		消防用設備等の監視・操作等と空調・保温等の監視・操作等を併せ行う総合操作盤は非課税 壁等に埋め込まれ、又は取り付けられている消防用設備等は、占有する部分がないので非課税になりません
6	前記の消防用設備等の操作機器の操作面積		○	テーピング等により操作面積が有効に確保されている場合に限り、1/2 非課税
7	次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 泡消化設備・二酸化炭素消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備	○		
8	動力消防ポンプ設備の格納庫	○		
9	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱及び連結送水管の放水用器具の格納箱の設置部分	○		壁等に取り付けられている場合については、5 の取り扱いを参照
10	消火器及び簡易消火用具の設置部分 消火器・水バケツ・水槽・乾燥砂・膨張ひる石・膨張真珠岩	○		設置箇所に標識が設けられ、常置されている場合に限り占用床面積が非課税
11	避難器具の設置部分 すべり台・避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋等(床を占有する部分に限る。)	○		壁等に取り付けられている場合については、5 の取り扱いを参照
12	排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分	○		排煙機と一般業務用の機器とが併設されている機械室は、設備の規模(占用床面積)により按分 暖房用等の排煙を併せ行うダクトスペースも非課税

防災用設備等

非課税対象となる床面積		非課税割合		備 考
		全部	1/2	
1	階段			避難階段及び特別避難階段は、建築基準法施行令第123条の規定により設置されたものが非課税 避難階とは、直接地上へ通ずる出入口のある階をいう
	・特別避難階段の階段室及びその附室 ・避難階段の階段室	○		避難階段の附室は、行政命令により設置された場合は、その1/2が非課税
	・避難階又は地上へ通ずる直通階段(特別避難階段及び避難階段を除く。)の階段室(傾斜路を含む。) ・防火区画されている前記以外の階段の階段室		○	

非課税対象となる床面積		非課税割合		備 考
		全部	1/2	
2	廊下		○	廊下とは、室と室をつなぐ一定の幅員をもった建物内通路をいい、売場内の店内通路等は該当しません
3	避難階における屋外への出入口		○	屋外への出入口が扉・柱等で区画されている場合に、その部分の1/2が非課税
4	非常用進入路	○		
5	中央管理室		○	次の設備を設置しているものに限ります ・排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 ・非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及びかご内と連絡する電話装置 ・消防機関へ通報する火災報知設備
6	昇降機等			防火区画されている階段等の部分からのみ人が出入りすることができる公衆便所・公衆電話所等で、当該部分も防火区画されている場合は、1/2非課税
	・非常用エレベーターの昇降路及び乗降ロビー	○		
6	・前記以外のエレベーター又はエスカレーター等の昇降路(防火区画されているものに限る。)		○	
	・吹き抜き部分及びダクトスペースの部分等(防火区画されているものに限る。)		○	
7	避難通路			・次の避難通路に限ります ①劇場等の避難通路は、客室内に設けられたもの。 ②飲食店等の避難通路は、階における客室の床面積が150 m ² 以上の場合に、その客席内に設けられたもの。 ③百貨店等の避難通路は、階における売場又は展示場の床面積が150 m ² 以上の場合に、その売場又は展示場に設けられた主要避難通路及び床面積600 m ² 以上の場合に設けられた補助避難通路(通路誘導灯により避難口まで導かれる避難通路又は避難経路図で示されている避難通路)をいいます。
	・スプリンクラーの有効範囲内の避難通路(消防法施行令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているものに限る。)	○		
7	・上記以外の避難通路		○	
8	喫煙所		○	四日市市火災予防条例に規定する喫煙所をいう
9	行政命令に基づき設置する防災に関する施設又は設備		○	

第5章 課税標準の特例対象施設一覧

法701の41

項 号	対象施設等	要件等	控除割合	
			資産割	従業者割
1 1	協同組合等	法人税法第2条第7号(別表第三)に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設 (具体例) 農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合、消費生活協同組合等	1/2	1/2
1 2	各種学校等	学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設(学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人が設置するものは非課税) (具体例) 経理専門学校、料理学校、美容・理容学校等	1/2	1/2
1 3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの(次号に掲げるものを除き、専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。) (具体例) (1)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 (2)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設 (3)大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設 (4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設 (5)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設(同法第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち一定の施設は除く。) (6)ダイオキシン類特別対策法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの	3/4	×

項 号	対象施設等	要件等	控除割合	
			資産割	従業者割
1 4	公害防止事業用施設	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定の事業の用に供する施設で一定のもの (具体例)</p> <p>(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の許可、又は同法第15条の4の2第1項の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(2)広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(3)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>(4)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p>	3/4	1/2
1 5	家畜市場	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場	3/4	×
1 6	生鮮食料品価格安定用施設	公共的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	×
1 7	醸造業の醸造用施設	<p>みそ、しょうゆ、食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で包装、びん詰、たる詰等の作業のための施設以外の施設 (具体例)</p> <p>原料処理、仕込、醸酵熟成、火入、調整及び過熱殺菌の各工程に係る施設</p>	3/4	×
1 8	木材市場・木材保管施設	<p>木材取引のための市場で一定のもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とするもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で一定のもの (一定の市場)</p> <p>木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの (一定の施設)</p> <p>専ら木材の保管の用に供される施設</p>	3/4	×

項 項 号	対象施設等	要件等	控除割合	
			資産割	従業者割
1 9	ホテル・旅館用施設	<p>旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で一定のもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く。)</p> <p>(具体例)</p> <p>(1)客室 (2)食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。) (3)広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。) (4)ロビー、浴室、厨房、機械室 (5)玄関、玄関帳場、フロント、クローケ、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室、ランドリー室(地方税法第701条の34第4項に規定する非課税施設を除く。)</p>	1/2	×
1 10	港湾施設のうち一定のもの	<p>港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち同項第5号、第7号又は第8号の2に掲げる施設で一定のもの</p> <p>(具体例)</p> <p>(1)航行補助施設のうち港務通信施設 (2)旅客施設のうち、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所 (3)船舶役務用施設のうち、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設</p>	1/2	1/2
1 11	港湾施設のうち上屋及び倉庫	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2
1 12	外国貿易コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設(前第11号に該当するものを除く。)	1/2	×
1 13	港湾運送事業用上屋	<p>港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(前第11号に該当するものを除く。)</p> <p>(具体例)</p> <p>臨港地区外に設置される上屋</p>	1/2	×
1 14	倉庫業者の倉庫(営業用倉庫)	倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(前第11号及び第18号に該当するものを除く。)	3/4	×
1 15	タクシー事業用施設	<p>道路運送法第3条第1号ハに掲げるタクシー事業の用に供する施設で事務所以外の施設</p> <p>(具体例)</p> <p>車庫、洗車施設、整備工場等</p>	1/2	1/2
1 17	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供される店舗等	1/2	1/2
1 18	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2

項 号	対象施設等	要件等	控除割合	
			資産割	従業者割
1 19	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第9項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設 (具体例) 信書便物の引受け、配達、表示、区分、転送、還付及び管理の用に供する施設	1/2	1/2
2	心身障害者多数雇用事業所	障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて設置又は整備された事業所で、心身障害者を多数雇用する特定の事業所において行う事業の用に供する施設	1/2	×

法附則第33条　※特例の適用期限が定められています。

項	対象施設等	要件等	控除割合	
			資産割	従業者割
5	特定農産加工事業用施設	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で一定のもの	1/4	×
6 (旧法)	企業主導型保育事業施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする同法第59条の2第1項に規定する施設のうち、当該施設の運営費についての政府の補助に係るもの用に供する施設 ※令和7年度税制改正により当該特例措置は廃止となりましたが、下記の経過措置が設けられています。 【経過措置】 平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、既に政府の補助を受け、令和7年4月1日以降も政府の補助を受け続けている場合は、補助を受けなくなった日前に終了した事業年度分まで特例の対象とする。	3/4	3/4

第6章 減免対象施設一覧

市規3

番号	対象施設等	要件等	減免割合	
			資産割	従業者割
1	教科書出版事業用施設	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書の出版の事業を行う者の当該教科書出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上の2分の1に相当する金額を超える場合における当該教科書の出版の事業の用に供される施設	1/2	1/2
2	劇場等	法第72条の2第8項第28号に規定する演劇興行業の用に供する施設(以下「劇場等」という)であつて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)チャリティーショー、その振興につき国又は地方公共団体の助成を受けている芸能等の上演等がしばしば行われていることにより公益性を有すると認められる劇場等	1/2	×
		(2) (1)以外の主として定員制をとっている劇場等で舞台、舞台裏及び楽屋の部分(以下「舞台等の部分」という)の延面積が当該劇場等の客席部分の延面積より広大であると認められるもの(おおむね同程度以上)	舞台等に係る資産割額の1/2	×
3	指定自動車教習所	道路交通法第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2
4	大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バスに係る施設(注1)	道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該事業の用に供する施設。ただし、その者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。	一定割合	一定割合
5	酒類保管倉庫	酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	×
6	タクシー事業用施設	法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行うものが市内に有するタクシーの台数が250台以下である場合の当該施設(事務所以外の施設)	全部	全部
7	中小企業近代化助成施設	旧中小企業振興事業団法附則第13条の規定による改正前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
8	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部
9	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法第701条の34第3項第12号に掲げる非課税とされる共同利用施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。)	全部	全部

番号	対象施設等	要件等	減免割合	
			資産割	従業者割
10	果実飲料等の保管用施設	果実飲料の日本農林規格第1条に規定する果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条に規定する炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000m ² 以下の場合に限る。)	1/2	×
11	ビルメンテナンス業従事従業者	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者	×	全部
12	列車内の食堂等従事従業者	列車内において食堂及び売店の事業を行う者の従業者のうち、当該事業に従事する者	×	1/2
13	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	1/2	×
14	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者がその本来の事業に係る製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	×
15	織物、綿製造業等の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者(ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあっては、専業の者に限る。)並びに機械染色整理の事業を行う者であって、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管の用に供する施設(織物の製造を行う者にあっては、製造の準備の用に供する施設を含む。)	1/2	×
16	つけものの製造用施設	野菜又は果実(梅に限る。)のつけ物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業の用に供する施設以外の施設	3/4	×
17	蘭製品の保管用施設	蘭(い)製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設(蘭製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵(むしろ)に係るものを含む。)	1/2	×
18	倉庫及び上屋	法第701条の41第1項の表の第11号、13号、14号又は18号に掲げる施設のうち、倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋であって、これらの施設に係る事業所床面積(本市の区域内に存する施設に係るものに限る。)の合計床面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000m ² 未満であるもの	全部	全部
19	粘土かわら製造業用倉庫等	粘土かわら製造業の用に供する施設のうち、原料置場、乾燥場(成形場、施ゆう場を含む。)及び製品倉庫	1/2	×
20	四日市萬古焼保管用施設等	四日市萬古焼の製造又は販売の事業を専ら行う者の施設のうち、原材料置場、乾燥場(成形場、施ゆう場を含む。)及び製品又は商品の保管倉庫	1/2	×
21	長期休止施設(注2)	課税標準の算定期間の末日以前6か月以上継続して休止していた事業用施設	全部	×
22	指定管理者が管理する公の施設	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設	全部	全部

番号	対象施設等	要件等	減免割合	
			資産割	従業者割
23	天災等により損害を受けた施設	天災その他これに類する事由により事業所用家屋が甚大な損害を受けた施設	市長が認める割合	市長が認める割合

(注1) 大学以外の学校の生徒等の旅行用貸切バスに係る施設

$$\text{一定割合} = \frac{\text{減免要件に該当する生徒等の旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数}}{\text{貸切バスの総走行キロメートル数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

(注2) 長期休止施設の取り扱い

事業活動の都合等で使用を停止し、その部分が間仕切り等で明確に区分されている場合であって、その休止期間が課税標準の算定期間の末日以前6か月以上継続して休止している施設等が対象となります。

ただし、課税標準の算定期間の末日に休止状態にないものや、休止が断続的なものについては休止施設として取り扱いません。また、機械の維持補修等が行われており、いつでも操業できる状態であるものや、不用品の倉庫・物置等に使われているもの、容易に範囲を変更できるような間仕切りによる区分（ロープによる区画等）は休止施設として取り扱いません。

○減免申請書に、休止施設を図示した図面、休止状況を確認できる写真等を添付してください。

○免税点の判定においては、休止施設部分の床面積も免税点判定の基礎となる事業所床面積に含まれます。

第7章 事業所税に関するQ & A

1. 資産割

Q 1 福利厚生施設に食堂や売店はありますか？

A 1 食堂や売店は福利厚生施設に含まれます。事業に関わる施設については課税対象となります。が、事業遂行に直接必要のない、食堂・売店・娯楽室・診療所等については原則課税対象となりません。ただし、一般的に福利厚生施設となる施設であっても、長時間労働であるため、途中で仮眠を入れないと業務に支障があるなど、業務遂行上必要な施設として就業規則等に基づき設置されている休憩室・仮眠室等は、課税対象となります。また、休憩室であっても必要に応じて研修室として使用する場合には、福利厚生施設とはみなされません。（法701の34）

Q 2 3階建てのビルを所有しております。1～2階を他社に貸しており、3階部分は使用していないのですが、3階部分は当社で資産割の計算をするのですか？

A 2 事業所税は、事業所等において事業を行う方に課税することとしていますが、貸しビルの貸室に係る部分は貸しビル業者が事業の用に供しているものとせず、貸室を借りて事業を行う方、すなわち使用者に課税されることになります。したがって、1～2階は他社の課税対象施設となり、建物を所有している会社の課税対象から除かれます。また、3階部分については空室のため事業を行う方が存在せず、事業所税の課税対象にはなりません。（ただし、事業所用家屋の貸付等申告書の提出が必要となります）（法701の32）

Q 3 個人を対象としたアパート等は課税対象となりますか？

A 3 人が居住している場所は課税対象となりません。ただし、アパート経営に係る事務所や管理室、修繕用品を入れる倉庫等はアパート経営者の課税対象となります。（法701の31）

Q 4 床面積は、自己申告ですか？

A 4 事業の実態で課税し、申告納付と定められていますので、自己申告でお願いすることになります。ただし内容確認のため、市では図面の提出をお願いしたり、現地調査をさせていただくことなどを予定しておりますので、その際にはご協力ををお願いします。（法701の45）

Q 5 A社の土地にB社が建物を建て事業を行っている場合、どちらに課税されますか？

A 5 実質課税の原則から、実際に事業を行っているB社の資産割として課税されます。

Q 6 敷地の隅に、老朽化して使用不能となった倉庫がありますが、取り壊し費用が高額になるため放置しています。この場合、この倉庫に資産割は課税されますか？

A 6 事業所税は、現に事業の用に供するものについて課税をしますから、ご質問のように、使用もされず、現に廃棄同然のものについては、課税の対象となりません（免税点の判定段階においても事業所等に含まれません）。

Q 7 無人倉庫等も課税対象になりますか？

A 7 無人倉庫等で人的設備がないものであっても、他の管理事務所と一体となって事業所等を構

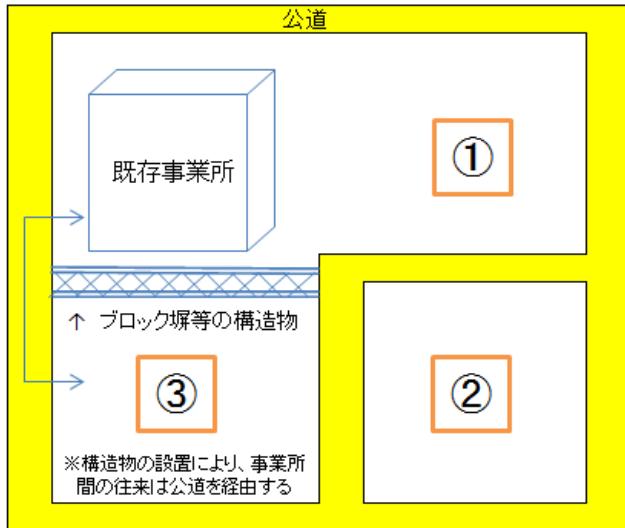
成していると認められるものは課税対象となります。 (P5 参照)

Q 8 倉庫業法の登録に基づく倉庫の場合、倉庫の用に供する建物全体が控除対象となるのでしょうか？

A 8 地方税法第701条の41第1項第14号による控除の適用範囲は、倉庫業法の登録を受け部分に限られます。

Q 9 事業所の新設・廃止に伴う月割計算の有無について、具体例を例示してください。 (P8～P9 関係)

A 9



①に事業所を新設（廃止）する場合

既存事業所と同一敷地内と判断し、一の事業所の拡張（縮小）として取扱うため、月割計算は行いません。

②に事業所を新設（廃止）する場合

公道により既存事業所と隔てられているため別敷地と判断し、月割計算を行います。

③に事業所を設置（廃止）する場合、

事業所間の往来のためには公道を経由しなければならないことから別敷地と判断し、月割計算を行います。ただし、構造物等が設置されている場合であっても、門扉等が設置されており、公道を経由せずに事業所間を往来できるような場合、月割計算の対象とはならず、一の事業所の拡張（縮小）として取扱うため、月割計算は行いません。

Q 10 他社に貸付けていた事務所の賃貸借契約期間が満了し、不動産会社を介してテナント募集を行っていますが、決算期末日時点ではテナントが決まらず空室状態でした。この事務所は自己使用面積として申告する必要がありますか？

A 10 貸しビルを除く事業用家屋において、自己の事業の用に供しておらず、テナント募集を行っている事業所等は、事業用家屋の貸付申告等申告書において「空室」として申告することで自己使用面積に算入する必要はありません。ただし、テナント募集を行っていない遊休施設等にあっては、この限りではありません。（貸しビルについてはQ 2 を参照してください）

Q11 6月1日に事務所の賃貸借契約を締結後、各種機材・資材の搬入を開始し、7月1日に当該事務所をオープンしました。事務所の設置日は賃貸借契約日である6月1日かオープンの日である7月1日のいずれになりますか？

A11 事業所税においては、事務所開設にかかる準備期間も事業活動として取扱うため、事業所の設置日は賃貸借契約日である6月1日となります。なお、自己所有物件の場合も同様に、事業所のオープンの日ではなく、家屋の引渡しを受けた日を設置日として取扱います。ただし、事務所開設のための機材・資材の搬入開始日がわかる客観的根拠資料等がある場合に限り、これらの準備開始日を事業所の設置日として差支えありません。

2. 従業者割

Q12 従業者数の中には、役員、兼務役員、パート、アルバイト、派遣社員、出向社員はありますか？

A12 事業年度終了日現在の状態で以下のように判定します。（法701の31）

- ・役員は従業者数（免税点。以下同じ）・従業者給与総額（課税標準。以下同じ）共に含めます。
- ・兼務役員は役員として従事している事業所で、それぞれ従業者数・従業者給与総額共に含めます。
- ・パートは従業者数に含めませんが、従業者給与総額には含めます。
- ・アルバイトは従業者数・従業者給与総額共に含めます。
- ・派遣社員は派遣会社で計上しますので、派遣先事業所では従業者数・従業者給与総額共に含めません。
- ・出向社員は主たる給与等を支払う事業所の従業者数に含めますが、従業者給与総額には支払われた給与等をそれぞれの会社で含めます。

※ただし、各社員の意味については下記のとおりとされています。

パート＝雇用期間の長短ではなく通常の勤務時間より相当短時間の勤務（事業所の勤務時間により異なりますが、一般的には6時間程度以下のもの）をする従業者。

一般的には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆる「パート労働法」）に規定する「短時間労働者」のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である方を、免税点判定における従業者の範囲から除外することとしています。

アルバイト＝日々雇用等の臨時従業者。

派遣社員＝労働者派遣法に基づき、派遣元で雇用されて派遣先で働く人をいいます。

出向社員＝出向元に籍を置きながら、他社で働く人をいいます。

※事業年度内で著しい従業者数の変動がある場合は、特別な計算式を用い従業者数を判定します。（P14（3）（イ）を参照してください。）

Q13 給与総額には賞与も入りますか？

A13 賞与は給与総額に含みます。従業者給与総額に算入されるかどうかは、所得税で給与所得として計上されるかどうかで判断してください。（法701の40）

Q14 通勤手当の課税対象となるものも給与総額に含まれますか？

A14 所得税法上、通勤手当については、通常の通勤に必要と認められる部分の金額については非課税です。

Q15 四日市市内以外にも支店を持っており、年度の途中で職員が異動しています。免税点と従業者割の算出方法を教えてください。

A15 従業者割の人数については、原則、決算日現在の人数で免税点を判断します。従業者給与総額については、1年間にその事業所が支払った給与等が全て入りますので、例えば、四日市市の事業所で半年勤め、決算日現在は四日市市以外で勤務されている方の場合は、免税点の判定には含めませんが、従業者割の算出にあたっては、その方の半年分の給与を含めて給与総額を計算することになります。 (法 701 の 31、43)

※ご注意

- ・このQ&Aは今まで市民・事業者の皆様からいただいたご質問へのお答えをまとめたものです。
- ・今後の税法改正により、今回ご回答した内容も変更となる可能性があります。したがいましてこのQ&Aは、現時点でのものということでご理解ください。

第8章 事業所税の税額の計算例

税額の計算例

株四日市（資本金の額2億円）は2月決算（1年単位）の法人で、令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度において、四日市市内に所在する事業所等の事業所床面積及び事業年度中に支払われた給与総額等は、次のとおりです。

○ 本 社 (所在地：四日市市諏訪町1番5号)

1 四日市総合ビル（特定防火対象物）に入居（所有者：四日市不動産株）

2 四日市総合ビル全体の床面積 5,000 m²
・入居事業所全体の専用床面積の合計 3,800 m²

・株四日市の専用床面積 2,000 m²
　うち、福利厚生施設に係る非課税床面積 220 m²
　防災施設等に係る非課税床面積 160 m²

・共用床面積の合計 1,200 m²
　うち、防災施設等に係る非課税床面積 840 m²

3 本社勤務従業者90人に支払われた給与総額 3億9200万円
　うち、
　　福利厚生施設に勤務する従業者2人に支払われた給与等 450万円
　　役員以外の65歳以上の従業者10人に支払われた給与等 1,600万円
　　55歳以上65歳未満の雇用改善助成対象者2人に支払われた給与等 430万円

○ 港 工 場 (所在地：四日市市港町444番地)

1 事業所床面積（自己所有） 2,900 m²
　うち、福利厚生施設に係る非課税床面積 100 m²
　公害防止施設に係る課税標準の特例対象床面積 600 m²

2 港工場勤務従業者30人に支払われた給与総額 8,400万円
　うち、役員以外の65歳以上の従業者1人に支払われた給与等 320万円

○ 塩浜営業所 (所在地：四日市市塩浜新町444番地)

1 令和6年8月10日に廃止
2 廃止の日現在の事業所床面積 1,600 m²
　うち、福利厚生施設に係る非課税床面積 130 m²
3 令和6年3月1日から令和6年8月10日までの間に塩浜営業所
　に勤務した従業者8人に支払われた給与等 1,500万円

資産割

1 免税点の判定

○ 本 社

(専用床面積)

2,000 m²

(共用床面積)

共用部分に係る
非課税床面積

(専用床面積)

専用部分に係る
非課税床面積



$$2,000 \text{ m}^2 + \left\{ (1,200 \text{ m}^2 - 840 \text{ m}^2) \times \frac{2,000 \text{ m}^2}{3,800 \text{ m}^2} \right\} - (220 \text{ m}^2 + 160 \text{ m}^2)$$

(全体の専用床面積)

$$= 2,000 \text{ m}^2 + 189.47 \text{ m}^2 - 380 \text{ m}^2 = 1809.47 \text{ m}^2 \dots \textcircled{1}$$

(端数処理)

○ 港 工 場

$$2,900 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2 = 2,800 \text{ m}^2 \dots \textcircled{2}$$

(非課税床面積)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{4609.47 \text{ m}^2} \dots \text{ 免税点超}$$

※ 塩浜営業所は、課税標準の算定期間の末日現在廃止されているので免税点判定の事業所床面積には含めません。

2 課税標準の算定

○ 本 社

1809.47 m² \dots \textcircled{1}

○ 港 工 場

$$2,900 \text{ m}^2 - 100 \text{ m}^2 - (600 \text{ m}^2 \times 3/4) = 2,350 \text{ m}^2 \dots \textcircled{2}$$

(非課税床面積) \uparrow (控除割合)

(課税標準の特例面積)

○ 塩浜営業所

$$(1,600 \text{ m}^2 - 130 \text{ m}^2) \times 6/12 = 735 \text{ m}^2 \dots \textcircled{3}$$

$\begin{cases} \text{事業年度開始の月から} \\ \text{事業所の廃止の月までの月数} \end{cases}$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = \underline{4,894.47 \text{ m}^2}$$

3 資産割額

$$4,894.47 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = \underline{2,936,682 \text{ 円}}$$

(税率) (1 円単位まで計算してください)

従業者割

1 免税点の判定

○ 本 社 (65歳以上の者)

(非課稅)

$$90 \text{ 人} - (2 \text{ 人} + 10 \text{ 人}) = 78 \text{ 人} \quad \dots \quad ①$$

※ 免税点の判定においては、雇用改善助成対象者は従業員に含まれます。

○ 港 工 場

(非課税)

$$30 \text{ 人} - 1 \text{ 人} = 29 \text{ 人} \quad \dots \quad ②$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \underline{107 \text{人}} \cdots \text{ 免税点超}$$

2 課税標準の算定

○ 本 社 (非課税) (65 歳以上の者) 雇用改善助成
対象者の分 (控除割合)

$$392,000,000 \text{ 円} = \{4,500,000 \text{ 円} + 16,000,000 \text{ 円} + (4,300,000 \text{ 円} \times 1/2)\}$$

= 369,350,000 円 ・・・ ①

(65歳以上の者)

○ 港 工 場 84,000,000 円 - 3,200,000 円 = 80,800,000 円 . . . ②

○ 塩浜営業所 15,000,000 円 ・・・ ③

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 465,150,000 \text{ 円}$$

3 従業者割額

$$465,150,000 \text{ 円} \times 0.25/100 = \underline{\underline{1,162,875 \text{ 円}}}$$

(税率) (1 円単位まで計算してください)

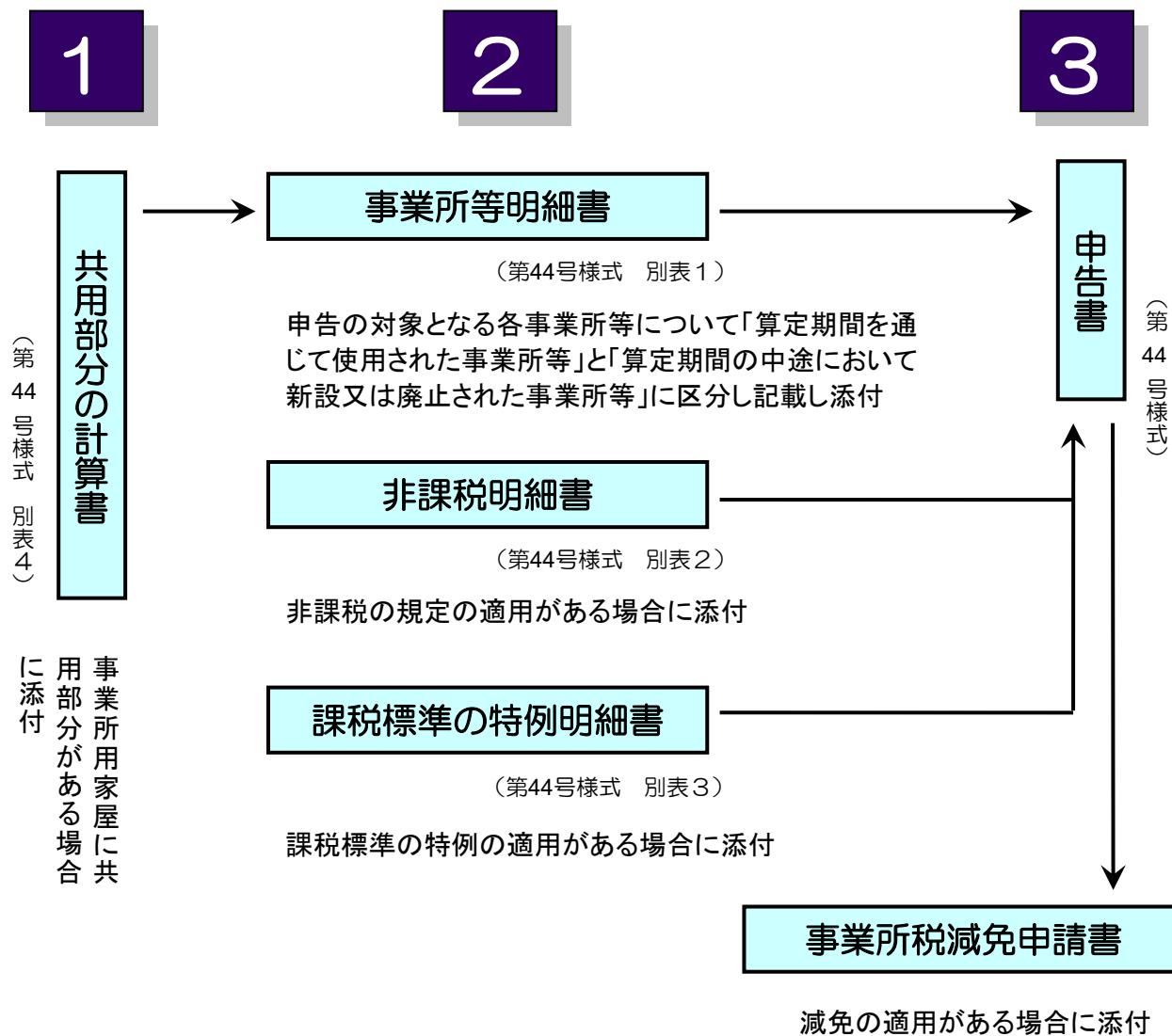
事業所税額

$$2,936,682 \text{ 円} + 1,162,875 \text{ 円} = 4,099,557 \text{ 円} \rightarrow \underline{4,099,500 \text{ 円}} \\ (\text{資産割}) \qquad \qquad (\text{従業者割}) \qquad \qquad \qquad (\text{100 円未満切捨て})$$

第9章 事業所税の申告書の書き方

P45～47の「第8章 事業所税の税額の計算例」に基づく事業所税の申告書（第44号様式）、別表1～4の記載例を掲載しましたので、これを参考に申告書を作成してください。

申告書の種類と記載の流れ



※非課税、課税標準の特例、減免の内容等は、対象施設一覧（P25～40）を参照してください。

事業所税申告書(第44号様式)の記載要領

<p>個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記載してください。また、フリガナは必ず付してください。</p> <p>法人の場合は13桁の法人番号を記載してください。個人の場合は、左側を1文字空けて12桁の番号を記載してください。</p> <p>この申告書の作成時における代表者の方が記名してください。また、フリガナは必ず付してください。</p> <p>別表1(事業所等明細書)の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」の事業所床面積の合計を①に、「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」の事業所床面積の合計を②に。</p> <p>別表2(非課税明細書)の非課税床面積⑦の合計を「1 算定期間を通じて使用された事業所等」と「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ③又は④に記載してください。</p> <p>別表3(課税標準の特例明細書)の控除事業所床面積⑨の合計を「1 算定期間を通じて使用された事業所等」と「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に分けて合計し、それぞれ⑤又は⑥に記載してください。</p> <p>課税標準の算定期間の月数(以下「算定期間の月数」といいます。)が12月に満たない場合は、$(①-③-⑤) \times \text{算定期間の月数}$ 12(月) を記載してください。</p> <p>次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②-④-⑥)の数値(算定期間の月数が12月に満たない場合は、12で除したうえで算定期間の月数を乗じて得た数値)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た数値の合計を記載してください。</p> <p>(1) 算定期間の中途において新設された事業所等 ((3)を除く。) 新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数 算定期間の月数</p> <p>(2) 算定期間の中途において廃止された事業所等 ((3)を除く。) 算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数 算定期間の月数</p> <p>(3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等 新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数 算定期間の月数</p>		<p>本店の所在地及び四日市市の区域内の事務所等が支店の場合は、主たる支店の所在地を併記してください。</p> <p>この欄は、記載しないでください。</p>			
<p>受付印 令和7年4月26日 四日市市長</p>		<p>※処理事項 通信日付印 確認印 申告年月日 年月日</p>		<p>発信年月日 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分</p>	
<p>(フリガナ) 氏名又は 名称 個人番号又は 法人番号 (フリガナ) 法人の代 表者氏名 ヨッカイチ 株式会社 四日市 1234567890123 ヨッカイチ タロウ 四日市 本部</p>		<p>住所 又は 所在地 本店 支店 〒510-8601 四日市市坂町1番5号 (電話 059-354-8133)</p>		<p>事業種目 ○化粧品販売業 資本金 兆十億百万千円 200000 所轄税務署名 四日市 (電話 354-8133) 相談課 四日市 花子</p>	
<p>令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度又は課税期間の事業所税の申告書</p>					
<p>資産割</p>	<p>事業所 床面積</p>	<p>算定期間を通じて使用された事業所床面積 ① 508947</p>		<p>従業者給与総額 ⑫ 491000000</p>	
		<p>算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ② 160000</p>		<p>非課税に係る従業者給与総額 ⑬ 23700000</p>	
	<p>非課税に係る 事業所床面積</p>	<p>①に係る非課税床面積 ③ 48000</p>		<p>控除従業者給与総額 ⑭ 2150000</p>	
		<p>②に係る非課税床面積 ④ 13000</p>		<p>課税標準となる従業者給与総額 ⑮ 465150000</p>	
	<p>控除事業所 床面積</p>	<p>①に係る控除床面積 ⑤ 45000</p>		<p>従業者割額 $(⑮ \times \frac{0.25}{100})$ ⑯ 1162875</p>	
		<p>②に係る控除床面積 ⑥</p>		<p>既に納付の確定した従業者割額 ⑰ 4099500</p>	
	<p>課税標準と なる事業所 床面積</p>	<p>①に係る課税標準となる 床面積 $(①-③-⑤) \times \frac{12}{12}$ ⑦ 415947</p>		<p>資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯) ⑱ 4099500</p>	
		<p>②に係る課税標準となる床面積 ⑧ 73500</p>		<p>既に納付の確定した事業所税額 (⑪+⑰) ⑲ 00</p>	
	<p>課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨ 489447</p>		<p>この申告により納付すべき事業所税額 (⑱-⑲) ⑳ 4099500</p>		
	<p>資産割額 $(⑨ \times 600 \text{ 円})$ ⑩ 2936682</p>		<p>備考 関与税理士氏名 (電話)</p>		
<p>既に納付の確定した資産割額 ⑪</p>					
<p>端数処理せずに、1円単位まで記入してください。</p>				<p>修正申告の場合は、既に納付の確定した当期分の資産割額又は従業者割額を1円単位までそれぞれ記載してください。</p>	
<p>～ 免税点以下の申告についての注意事項 ～</p>					
<p>● 資産割 : 事業所床面積(非課税部分を含む。)が800m²を超える場合は①～④欄に記載してください。 (②③④欄は該当がある場合) 事業所床面積が800m²を超える場合は別表1の事業所等明細書に面積を記載してください。</p>					
<p>● 従業者割 : 従業者数(非課税等の者を含む。)が80人を超える場合は⑫⑬⑭欄に記載してください。 (⑯⑰欄は該当がある場合) 従業者数が80人を超える場合は別表1の事業所等明細書に人数を記載してください。</p>					
<p>第四四号様式 事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行な場合には、それぞれの事業を記載し主たる事業に○印を付けてください 期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください 法人税・所得税の申告に係る所轄税務署名を記載してください この申告書について応答していただけの方の氏名及び連絡先の電話番号を記載してください 当期の最初の申告の場合は記載しないでください。それ以後の申告の場合は「修正」と記載してください 別表1(事業所等明細書)の従業者給与総額⑫の合計を記載してください 別表2(非課税明細書)の非課税従業者給与総額⑬の合計を記載してください 別表3(課税標準の特例明細書)の控除従業者給与総額⑭の合計を記載してください 課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください 資産割額⑩と従業者割額⑯の合計額から100円未満を切り捨ててください 修正申告の場合は、既に納付の確定した当期分の事業所税額の100円未満を切り捨ててください 当期の最初の申告の場合は⑩の金額を転記してください 端数処理についての注意事項 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1m²の100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください ⑩・⑯の欄については、端数処理せずに1円単位まで記入してください</p>					

事業所税申告書(第44号様式)の記載要領補足

P51 「別表1 事業所等明細書」 明細区分1の合計を転記	受付印		令和7年4月26日		※ 処理事項	発信年月日	整理番号		事務所区分	管理番号	申告区分
	四日市市長		通信日付印	確認印							
		申告年月日		年月日							
P51 「別表1 事業所等明細書」 明細区分2の合計を転記	(フリガナ) 氏名又は 名称		ヨッカイチ 株式会社 四日市		住所 又は 所在地	本店	〒 510-8601	(電話 059-354-8133)		事業種目	○化粧工業製品製造業 販売業
P52、P53 「別表2 非課税明細書」 非課税事業所床面積の合計 と一致	個人番号又は 法人番号		1234567890123		支店	〒	(電話)		資本金の額又 は出資金の額	兆 十億 百万 千円	
(フリガナ) 法人の代表者氏名	ヨッカイチ タロウ 四日市 太郎								所轄税務署名	四日市 税務署	
P52 「別表2 非課税明細書」 非課税事業所床面積の合計 と一致									この申告に 応答する者 の氏名	(電話 354-8133) 経理課 四日市 花子	
令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度又は課税期間の事業所税の申告書											
資産割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積		①	508947		従業者給与総額		十億 百万 千円		491000000
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積		②	160000		非課税に係る従業者給与総額		円		23700000
	非課税に係る事業所床面積	①に係る非課税床面積		③	48000		控除従業者給与総額		円		2150000
		②に係る非課税床面積		④	13000		課税標準となる従業者給与総額 (⑪-⑫-⑬)		円		465150000
	控除事業所	①に係る控除床面積		⑤	45000		従業者割額 (⑮×0.25) 100		円		1162875
	床面積	②に係る控除床面積		⑥			既に納付の確定した従業者割額		円		
	課税標準となる事業所	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × 12		⑦	415947		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑪)		円		4099500
	床面積	②に係る課税標準となる床面積		⑧	73500		既に納付の確定した事業所税額 (⑪+⑫)		円		00
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)		⑨	489447		この申告により納付すべき事業所税額 (⑮-⑯)		円		4099500
	資産割額 (⑨ × 600円)	⑩	十億 百万 千円		2936682		備考	(電話)			
既に納付の確定した資産割額	⑪					関与税理士氏名					
課税標準の算定期間の中途で事業所等を廃止した場合の計算 (塩浜営業所の例)											
非課税床面積を控除し、 使用していた期間に応じて 月割り計算											
(2-4) × 6/12											
(1,600m ² -130m ²) × 6/12ヶ月 =735m ²											

第四
四
四
号
様
式

P51
「別表1 事業所等明細書」
従業者給与総額 ⑫ 欄
明細区分1と明細区分2
の合計額を転記
(476,000,000 円
+ 15,000,000 円)

P52
「別表2 非課税明細書」
非課税従業者給与総額

P54
「別表3 課税標準の特例明細書」
控除従業者給与総額の合計

この申告書に必要事項を記載し、「別表1 事業所等明細書」、「別表2 非課税明細書」、「別表3 課税標準の特例明細書」、「別表4 共用部分の計算書」で必要となるものを添付して申告していただきます。

事業所等明細書(別表1)の記載要領

事業所等明細書										
明細区分の別										
1. 算定期間を通じて使用された事業所等 2. 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等										
※ 算定期間 令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで										
※ 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分 氏名又は 名 個人番号又は 法人番号										
株式会社 四日市 1234567890123										
※ 処理事項 明細区分	事業所等の名称		所在地及びビル名		資産割			従業者割		
1 2 計	本社		新坊町1番5号 四日市塔合ビル	200000	m ²	・ から ・ まで 月	90	392000000		
	新坊町1番5号 四日市不動産株式会社		18947	m ²	218947	・ から ・ まで 月	30	84000000		
1 2 計	港工場		港町444番地	290000	・ から ・ まで 月	120	476000000			
	自社所有		508947	・ から ・ まで 月	6・3・1から 6・8・10まで 6月	8	15000000			
1 2 計	塩浜営業所		塩浜新町444番地	160000	・ から ・ まで 月	8	15000000			
	自社所有		160000	・ から ・ まで 月	・ から ・ まで 月	8	15000000			
1 2 計					・ から ・ まで 月					
					・ から ・ まで 月					
1 2 計					・ から ・ まで 月					
					・ から ・ まで 月					

「明細区分」の欄は、次の(1)、(2)、(3)及び(4)により記載してください。

(1) 1は、事業所等が算定期間を通じて使用されたものをいい、2は、事業所等が算定期間の中途において新設又は廃止されたものをいいます。また、計は、1又は2のそれぞれの合計をいいます。

(2) (1)の区分に従って、該当する項目に○印を付してください。

(3) 記載に当たっては、まず明細区分1の事業所等から記載し、次に1の合計、そして明細区分2の事業所等、2の合計の順に記載してください。(「専用床面積⑦」及び「公用床面積①」の合計は、記載する必要はありません。)

(4) 一の用紙に記載される事業所等の全部が1又は2である場合には、上記(2)及び(3)の記載の例によらずに、「明細区分の別」の欄中の該当する数字に○印を付してください。

～ 端数処理についての注意事項 ～

- 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1m²の100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

「〇〇ビル」等の名称がある場合には、そのビル名も記載してください。

事業所等の名称を、「本社」又は「〇〇営業所」等と記載してください。

この申告の対象となった事業所用家屋を所有する方と使用者が異なる場合については、所有者の住所・氏名を記載してください。

期末又は廃止の日現在における専用に係る事業所等の用に供する部分の延べ面積を記載してください。

専用床面積に対応する別表4(公用部分の計算書)の⑥の公用床面積を記載してください。

「専用床面積」と「公用床面積」の合計を記載してください。なお、事業所用家屋の全部を専用している場合等で公用床面積がない場合は、この欄のみ記載してください。

この欄は、記載しないでください

算定期間に支払われた給与等の総額を記載してください。

算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合は、当該算定期間の各月の末日現在における従業者の数の合計を当該算定期間の月数で除して得た数値を記載してください。なお、この場合は、各月の末日現在の従業者数が明らかになる明細を添付してください。

※別表2(非課税明細書)で改めて控除します。

明細区分の2に該当する場合、月数は次により記載してください。

- 算定期間の中途において新設された事業所等(3)を除く。… 当該新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数
- 算定期間の中途において廃止された事業所等(3)を除く。… 当該算定期間の開始日の属する月から当該廃止日の属する月までの月数
- 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等… 当該新設の日の属する月の翌月から、当該廃止に日の属する月までの月数

非課税明細書(別表2)の記載要領

第
四
十
四
号
様
式
別
表
二

非課税明細書

[この欄は、記載しないでください。]

[課税標準の算定期間(以下この非課税明細書において「算定期間」といいます。)を記載してください。]

[法人の場合は13桁の法人番号を記載してください。個人の場合は、左側を1文字空けて12桁の番号を記載してください。]

算定期間 **令和6年3月1日から
令和7年2月28日まで**

※ 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分

※ 氏名又は
名 称 **株式会社 四日市**

個人番号又は
法 人 番 号 **1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3**

非課税に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項等を記載してください。
非課税に係る法令条項等については、「事業所税の手続き 非課税対象施設一覧」(P25~P33)を参考してください。

事業年度等の始期に応じて非課税の対象となる年齢を記載してください。
(平成25年4月1日以降に開始する事業年度分からは「65歳」となります)

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
ただし、別表1(事業所等明細書)の共用部分に係る非課税面積は、別表4(共用部分の計算書)において記載し、この明細書には記載しないでください。

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。
なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。

※ 事業所等の名称 **本社** 事業所等の所在地 **姫路町1番5号**

非課税の内訳

法第701条の34第 3 項第 26 号該当	資産割	従業者割
	非課税床面積 22000 m ²	非課税従業者数 2 人
		十億 百万 千 円 4500000
法第701条の34第 4 項第 号該当	16000	
法第701条の34第 項第 号該当		
障害者・ 65 歳以上の従業者		10
合 計	38000	12
		20500000

※ 事業所等の名称 **港工場** 事業所等の所在地 **港町44番地**

非課税の内訳

法第701条の34第 3 項第 26 号該当	資産割	従業者割
	非課税床面積 10000 m ²	非課税従業者数 1 人
		十億 百万 千 円
法第701条の34第 項第 号該当		
法第701条の34第 項第 号該当		
障害者・ 65 歳以上の従業者		1
合 計	10000 m ²	1
非課税事業所床面積等の合計		3200000

算定期間に中に支払われた給与等の額のうち非課税にかかる給与等の額を、該当項目ごとに記載してください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。

～ 端数処理についての注意事項 ～

- 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1m²の100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

非課税明細書(別表2)の記載要領 (P52の続き)

非課税明細書		算定期間	会和6年3月1日から 会和7年2月28日まで		※ 処理 事項 氏名又は 名称 個人番号又は 法人番号	整理番号 事務所 区分 管 理 番 号 申告区分
この欄は、記載しないでください。			課税標準の算定期間(以下この非課税明細書において「算定期間」といいます。)を記載してください。			
※ 事業所等の名称 塩浜営業所		事業所等の所在地 塩浜新町444番地		資産割 非課税床面積 ⑦ 13000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
非課税の内訳		法第701条の34第 3 項第 26 号該当		資産割 非課税床面積 ⑦ 13000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
法第701条の34第 項第 号該当		法第701条の34第 項第 号該当		資産割 非課税床面積 ⑦ 13000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
法第701条の34第 項第 号該当		法第701条の34第 項第 号該当		資産割 非課税床面積 ⑦ 13000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
障害者・歳以上の従業者		障害者・歳以上の従業者		資産割 非課税床面積 ⑦ 13000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
合 計		合 計		資産割 非課税床面積 ⑦ 13000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
※ 事業所等の名称		事業所等の所在地		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
非課税の内訳		法第701条の34第 項第 号該当		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
法第701条の34第 項第 号該当		法第701条の34第 項第 号該当		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
法第701条の34第 項第 号該当		法第701条の34第 項第 号該当		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
障害者・歳以上の従業者		障害者・歳以上の従業者		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
合 計		合 計		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円
非課税事業所床面積等の合計		非課税事業所床面積等の合計		資産割 非課税床面積 ⑦ 61000 m ²		従業者割 非課税従業者数 ⑧ 13 人 非課税従業者給与総額 ⑨ 23700000 千円

～ 端数処理についての注意事項 ～

- 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1m²の100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

非課税に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項等を記載してください。
非課税に係る法令条項等については、「事業所税の手続き 非課税対象施設一覧」(P25～P33)を参考してください。

事業年度等の始期に応じて非課税の対象となる年齢を記載してください。
(平成25年4月1日以降に開始する事業年度分からは「65歳」となります)

期末又は廃止の日現在における非課税に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
ただし、別表1(事業所等明細書)の共用部分に係る非課税面積は、別表4(共用部分の計算書)において記載し、この明細書には記載しないでください。

2以上の事業所等について、非課税の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。
なお、非課税明細書が2枚以上となる場合は、最終の非課税明細書のこの欄に合計を記載してください。

算定期間中に支払われた給与等の額のうち非課税にかかる給与等の額を、該当項目ごとに記載してください。

期末又は廃止の日現在における非課税に係る従業者数を該当項目ごとに記載してください。

課税標準の特例明細書(別表3)の記載要領

課税標準の特例に係る該当項目ごとに、それぞれ適用される法令条項等を記載してください。
課税標準の特例に係る法令条項等については、「事業所税の手引き 課税標準の特例対象施設一覧」(P34～P37)を参考にしてください。

期末又は廃止の日現在における課税標準の特例に係る床面積を該当項目ごとにそれぞれ記載してください。
なお、2以上の特例の適用がある場合には、「事業所税の手引き」P34～P37の適用順序に従い、上位の規定の適用を受ける「控除事業所床面積(⑦)」を控除した後の床面積を記載してください。

⑦に①の割合を乗じて得た控除事業所床面積を記載してください。

2以上の事業所等について、課税標準の特例の規定の適用がある場合は、この欄に合計を記載してください。
なお、課税標準の特例明細書が2枚以上となる場合は、最終の課税標準の特例明細書のこの欄に合計を記載してください。

課税標準の特例明細書

この欄は、記載しないでください。

課税標準の算定期間(以下この課税標準の特例明細書において「算定期間」といいます。)を記載してください。

法人の場合は13桁の法人番号を記載してください。個人の場合は、左側を1文字空けて12桁の番号を記載してください。

算定期間	※ 整理番号	事務所区分	管 理 番 号	申告区分
令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで	氏名又は 名 称 個人番号又は 法 人 番 号	株式会社 四日市	1234567890123	

算定期間中に支払われた従業者給与総額のうち課税標準の特例に係る給与等の額(④)の控除割合による控除前の給与等の額を該当項目ごとに記載してください。

④に①の割合を乗じて得た控除従業者給与総額を記載してください。

課税標準の特例に係る該当項目ごとにそれぞれ適用される控除割合を記載してください。(「事業所税の手引き」P34～P37参照)

※	事業所等の名称	資 産 割			従 業 者 割		
		課税標準の特例適用対象床面積	控除割合 ①	控除事業所床面積 (⑦×①) ⑦	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合 ②	控除従業者給与総額 (②×⑦) ②
法第701条の41 第1項第1号該当					十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円
法第701条の41 第1項第2号該当					—	—	—
雇用改善助成対象者					4300000	1/2	2150000
合 計					4300000		2150000

※	事業所等の名称	資 産 割			従 業 者 割		
		課税標準の特例適用対象床面積	控除割合 ①	控除事業所床面積 (⑦×①) ⑦	課税標準の特例適用対象従業者給与総額	控除割合 ②	控除従業者給与総額 (②×⑦) ②
法第701条の41 第1項第3号該当	港工場	60000	3/4	45000	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円
法第701条の41 第1項第4号該当					—	—	—
雇用改善助成対象者					1/2		
合 計	60000			45000			
控除事業所床面積の合計				45000	控除従業者給与総額の合計		2150000

～ 端数処理についての注意事項 ～

- 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1m²の100分の1未満を、従業者給与総額については、それぞれの記載欄ごとに1円未満を切り捨ててください。

共用部分の計算書(別表4)の記載要領

共用部分の計算書			算定期間	課税標準の算定期間を記載してください。		法人の場合は13桁の法人番号を記載してください。個人の場合は、左側を1文字空けて12桁の番号を記載してください。			申告区分	
				※ 処理事項 氏名又は 名 称 個人番号又は 法 人 番 号	整 理 番 号	事 務 所	区 分	管 理 番 号		
				令和6年3月1日から 令和7年2月28日まで	株式会社 四日市	1234567890123				
※ 事業所等の名称 本社			事業所等の所在地 塩竈町1番5号							
専用部分の延べ面積 ①			380000 m ²	③ の 内 訳					⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②			200000	消防設備等に係る共用床面積 ⑦					m ²	
非課税に係る共用床面積 ③			84000	防災に関する設備等 全部が非課税となる共用床面積 ⑦						84000
③以外の共用床面積 ④			36000	2分の1が非課税となる共用床面積 ⑦ (x $\frac{1}{2}$)						
共用床面積の合計 (③+④) ⑤			120000	⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積 ⑦						
事業所床面積となる共用床面積 [④×②/①] ⑥			18947	合 計 (⑦～⑦)					⑦	84000
※ 事業所等の名称			事業所等の所在地							
専用部分の延べ面積 ①			m ²	③ の 内 訳					⑦	
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②				消防設備等に係る共用床面積 ⑦					m ²	
非課税に係る共用床面積 ③				防災に関する設備等 全部が非課税となる共用床面積 ⑦						
③以外の共用床面積 ④				2分の1が非課税となる共用床面積 ⑦ (x $\frac{1}{2}$)						
共用床面積の合計 (③+④) ⑤				⑦～⑦以外の非課税に係る共用床面積 ⑦						
事業所床面積となる共用床面積 [④×②/①] ⑥				合 計 (⑦～⑦)					⑦	

※ ⑦～⑦に記載がある場合は、別表2(非課税明細書)に準じて、当該項目ごとにそれぞれの床面積を記載した明細を添付してください。

～ 端数処理についての注意事項 ～

● 床面積については、それぞれの記載欄ごとに1m²の100分の1未満を切り捨ててください。

事業所等の新設・廃止申告書

<p style="text-align: center;">受付印</p> <p>年 月 日 (宛先) 四日市市長</p>	<p>申告者</p>	住 所 (本店所在地)	愛知県名古屋市中区飯能町1番5号
		四日市所在地 (主たる事業所)	四日市市飯能町1番5号
		(フリガナ) 法 人 名 (氏名)	ヨウカイチ 株式会社 四日市
		法 人 番 号 (個人の場合は記載不要)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	メイシ タロウ 名四 太郎
		この申告に応答 する者の氏名	名四 花子 電話番号 059-354-8133

次のとおり事業所等を新設廃止したので、四日市市税条例第151条の11第1項の規定により、申告します。

事業年度	自 令和7年1月1日 ~ 至 令和7年12月31日			
事業種目	機械器具販売業	資本金	2,000 万円	
従業者数	32 人			
新設	新設・廃止年月日	令和7年6月20日 新設・廃止		
・	事業所等の所在地	四日市市ときわ町44-44		
廃止	事業所等の名称	ときわ営業所	ビル等の名称	ときわ東ビル
事業所	専用床面積	294	31 m ²	家屋の所有者
・	共用床面積	29	49 m ²	自己所有
事業	床面積計①	323	80 m ²	・賃貸
所	既存の全ての事業所等	床面積②	860	33 m ²
等	合 計	①+②	1,184	13 m ²
事業所等を借りている場合、貴社に貸している方(家屋の所有者)の氏名等を次に記載してください。				
住所又は所在地	四日市市ときわ町44-44			電話番号 059-354-8309
氏名又は名称	ときわ東商事			電話番号 059-340-0293
関与税理士名	四日市中央会計事務所 四日市三郎			電話番号 059-340-0293
備考				

既に四日市市内に所在する全ての事業所の合計床面積及び従業者数を記入してください。

※ この申告書は、事業所等の新設又は廃止のあった日から1か月以内に提出してください。

※ ①の欄は、新設又は廃止した事業所用家屋の延べ床面積及びその新設又は廃止による従業者の増減数を記載してください。ただし、廃止の場合は、数字の前に「-」(マイナス)の記号を付してください。

事業所用家屋の貸付等申告書

受付印		申告者 (宛先) 四日市市長	住所 (本店所在地)	四日市市坂筋町1番5号			
年月日			(フリガナ) 氏名(名称)	ヨツカイチフドウサン 四日市不動産株式会社			
			法人番号 (個人の場合は記載不要)	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7			
			(フリガナ) 代表者氏名	ヨツカイチ イチロウ 四日市 一郎			
			この申告に 応答する者	経理課 四日市 花子	電話番号 059-354-8133		

共用部分(階段、廊下、エレベーターホール、機械室等)以外の床面積を記入してください。

次のとおり事業所用家屋を貸し付けていますので、地方税法第701条の52第2項及び四日市市税条例第151条の11第2項の規定により申告します。

固定資産税の課税対象床面積の合計を記入してください。		家屋の所在地		四日市市坂筋4丁目44		家屋の名称 (ビル等の名称)		新四日市中央ビル		(地下 階) (地上 4 階)			
		家屋の延べ床面積 (②+⑤)	①	専用部分の床面積 (③+④)	②	2.200	00	m ²	共用部分の床面積 (⑥+⑦)	⑤	700	00	m ²
		2.900	00	内 訳	事業所用の 床面積 ③	2.200	00	m ²	内 訳	非課税に係る 床面積 ⑥	0	00	m ²
				人の居住用の 床面積 ④		0	00	m ²		非課税以外の 床面積 ⑦	700	00	m ²
使用者の明細	階 (室番号)	使用者の住所又は所在地			貸付等年月日			専用床面積		合計床面積			
	1階 ・ 2階	四日市市坂筋町1番1号			平成20年 4月 1日			1.100	00	1.450	00		
	3階	四日市国際貿易 株式会社			貸付・変更・解約			350	00	725	00		
	4階 (401)	空室			年月日			550	00	217	50		
	4階 (402)	自己使用			貸付・変更・解約			175	00	507	50		
		四日市市坂筋4丁目4-4			年月日			165	00				
		三重北善土地 株式会社			貸付・変更・解約			52	50				

建物が特定防火対象物である場合に、消防用設備等及び避難通路等に該当して非課税となる共用床面積を記入してください。

使用者へ貸し付けている専用部分(賃貸契約書等に記載されている床面積)を記入してください。

個人の居住用に使用されている部屋がある場合に記入してください。

建物を貸し付けた使用者の法人名等を記入してください。
使用者の数が5件を超える場合は、明細書の続紙がありますのでご請求ください。

※ この申告書は、貸付を行った日又は異動があった日から1ヶ月以内に提出してください。

※ 使用者の氏名又は名称の欄は、空室の場合は「空室」と、自ら使用している場合は「自己使用」と記載してください。

共用部分の床面積は次の算式により求めてください。

$$\text{共用部分 (非課税以外) の床面積} \text{⑦} \times \frac{\text{各専用部分の床面積}}{\text{各専用部分の床面積の合計}}$$

計算例 : 四日市国際貿易の場合

$$700.00 \text{m}^2 \times \frac{1.100.00 \text{m}^2}{2.200.00 \text{m}^2} = 350.00 \text{m}^2$$

発 行 四日市市財政経営部市民税課

令和7年12月 発行

所在地 〒510-8601
三重県四日市市諏訪町1番5号

TEL (059) 354-8133
FAX (059) 354-8309
E-mail shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページアドレス
<https://www.city.yokkaichi.lg.jp>